

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成16年3月3日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

# 目 次

## <企 画 課>

1	新障害者プランの推進について	
(1)	新障害者プラン関係予算について	1
(2)	市町村障害者計画の策定推進について	1
2	年金を受給していない障害者の問題について	2
3	H I V感染者の障害認定等に係るプライバシー保護について	3
4	障害者ケアマネジメント体制支援事業について	3
5	特別児童扶養手当等について	5
6	心身障害者扶養保険について	7
7	高次脳機能障害支援モデル事業について	11
8	厚生労働科学研究費について	
(1)	障害関連研究事業について	13
	・ 障害保健福祉総合研究事業について	13
	・ 感覚器障害研究事業について	14
(2)	こころの健康科学研究事業について	14

## <国立施設管理室>

	国立更生援護施設等の運営について	16
(1)	国立身体障害者リハビリテーションセンター	16
(2)	国立視力障害センター（国立光明寮）	17
(3)	国立重度障害者センター（国立保養所）	18
(4)	国立知的障害児施設（国立秩父学園）	18
(5)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	19
(6)	専門職員の研修について	20

ア	身体障害者リハビリテーション関係専門職員	20
イ	知的障害児(者)関係専門職員	21
(7)	支援費制度移行に伴う国立身体障害者更生援護施設への入 所手続き等について	21
ア	国立施設への入所手続き	22
イ	その他	23

### <社会参加推進室>

1	障害者の社会参加促進事業について	25
○	障害者自立支援・社会参加総合推進事業	25
2	身体障害者補助犬法の円滑な施行について	33
(1)	身体障害者補助犬の育成	33
(2)	身体障害者補助犬の一層の周知について	33
(3)	身体障害者補助犬に関する相談及び苦情への対応	33
(4)	第二種社会福祉事業の届出及び社会福祉法人認可申請	34
(5)	身体障害者補助犬のトレーナーの研修	34
3	障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について	35
(1)	障害者スポーツの推進	35
(2)	障害者スポーツ大会の開催	36
(3)	文化芸術活動の推進	37
4	補装具給付事業について	39
(1)	給付判定事務運用上の留意事項について	39
(2)	告示及び関係通知の改正について	41
5	日常生活用具給付等事業について	42
(1)	給付の合理化・適正化について	42
(2)	給付対象種目の入換えについて	42
(3)	給付対象種目の廃止について	43

6	視聴覚障害者への情報提供体制の整備について・・・・・・・・	4 4
	(1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進について・・・・・・・・	4 4
	(2) 声の図書事業におけるインターネット配信の導入等について・・	4 4
7	国際障害者交流センターについて・・・・・・・・	4 6
8	手話通訳技能認定試験について・・・・・・・・	5 0

### <監査指導室>

1	平成16年度における障害保健福祉行政事務指導監査について・・・	5 1
	(1) 障害福祉施設等に対する指導監査について・・・・・・・・	5 1
	(2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について・・・・・・・・	5 1
	(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査 について・・・・・・・・	5 2
	(4) 精神病院に対する指導監督について・・・・・・・・	5 3
2	平成16年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査 実施計画等について・・・・・・・・	5 4
	(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査に ついて・・・・・・・・	5 4
	(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について・・・・・・・・	5 4
3	その他・・・・・・・・	5 4

## 資料

### <国立施設管理室>

1 国立更生援護施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	57
2 高次脳機能障害支援モデル事業〔概念図〕・・・・・・・・	59
3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要・・・・・・・・	60
4 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における 研修の概要（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	62
5 平成16年度全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）にお ける研修概要（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	66
6 平成16年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所に おける研修の概要（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	68

### <社会参加推進室>

1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧・・・・・・・・	70
2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数・・・・・・・・	71
3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧・・・・・・・・	72
4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数・・・・・・・・	73
5 第16回手話通訳技能認定試験の概要（平成16年度実施）・・	74
6 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における事業計画（案）・・	75

# <企 画 課>

## 1 新障害者プランの推進について

### (1) 新障害者プラン関係予算について

ア 平成14年12月24日、障害者施策推進本部において決定された重点施策実施5か年計画（以下、「新障害者プラン」という。）は、新障害者基本計画に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策及びその達成目標等を定めたものである。

イ このうち厚生労働省関係部分については、

① 地域生活を支援するための、ホームヘルパーの確保、ショートステイやデイサービスの整備等在宅サービスの充実

② 住まいや活動の場としてのグループホームや通所授産施設の整備

③ 精神障害者の退院・社会復帰に向けた総合的な取組

等について、具体的な達成目標を定め、その推進を図ることとしている。

計画2年次目である平成16年度の予算案においては新障害者プラン関係経費として、昨今の厳しい財政状況に関わらず、約1,426億円（対前年比9.6%増）を計上し、障害者に対する在宅サービスの充実、住まいや活動の場としてのグループホームや通所授産施設の整備などを積極的に進めることとしており、とりわけ中心となるホームヘルプサービスやグループホームについては、それぞれ約3,670人、約3,690人分増やすこととしている。

### (2) 市町村障害者計画の策定推進について

ア 内閣府が行った地方障害者計画の策定状況調査によると、平成15年3月末現在の市町村障害者計画策定率は91.4%であり、これを市区と町村に分けてみると、市区が98.7%であるのに対し、町村は89.5%となっている。また、障害者計画を策定した市町村のうち数値目標を設定している市町村は36.7%にとどまっている。

イ 未だに市町村障害者計画が策定されていない市町村を抱える都道府県については、広域的な計画策定を促すことなどにより、該当市町村に対する積極的な指導をお願いする。

また、数値目標を設定していない自治体については、速やかに数値目標を設定するとともに、その目標の達成に努められたい。

その際、計画の策定及びその更新に当たり、必ず障害者の参画を得て的確なニーズ把握を行うとともに、地域の特性や実情に応じた内容となるようご留意願いたい。

## 2 年金を受給していない障害者の問題について

年金を受給していない障害者に現金給付を行うことについては、平成14年8月に示された「坂口試案」を踏まえ、

- ① 拋出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性
  - ② 給付に必要な多額の財源確保の見通し
- などの問題について十分に検討していくことが必要である。

検討に当たっては、年金を受給していない障害者の人数や実態などを把握する必要があると考えており、昨年1月から障害者の生活状況に関する調査を行い、8月に調査結果を公表したところである。これによると、

- ・ 障害年金を受給していない障害者は、受給している者と比較して、相対的に所得の低い者が多く、生活保護を受けている割合が高いこと
  - ・ 障害者のおかれている経済状況には、かなり幅があること
- などが分かり、障害者の生活実態の一端が明らかになってきたと考えている。

今後、この調査結果も踏まえ、福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討することとしている。



### 3 HIV感染者の障害認定等に係るプライバシー保護について

ア HIV感染者の身体障害認定については、平成10年4月1日に施行されて以来、まもなく7年目を迎えようとしている。

HIV感染者が安心して障害者に係るサービスを利用できるようにしていくためには、各種福祉サービスの窓口業務に携わる職員を始め、一般の行政窓口においても、HIV感染者への理解を深め、プライバシーの保護に配慮した適切な対応を行うことが重要である。

イ このことに関しては、国と「HIV弁護団・原告団」との協議の中でも、各自治体が、それぞれの職員に対し、職種を超えて広く研修会等を継続的に実施することにより、周知徹底を図ることについて要望を受けているところであり、各自治体の障害福祉部局の窓口にとどまらず、一般行政窓口においても、HIV感染者をはじめとする障害者のプライバシー保護等について十分留意されるよう、関係部課・関係機関に対する周知をお願いしたい。

ウ また、身体障害者手帳の交付を受けたHIV感染者に対しては、手帳により利用できる福祉の制度・サービスのみならず、就労・障害年金等、障害者に係るそれ以外の制度・サービスについても、それぞれの制度や相談機関等の情報提供等の対応についてお願いしたい。

### 4 障害者ケアマネジメント体制支援事業について

ア 障害者ケアマネジメントについては、平成9年度以来、モデル的事業である「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」などを通じ、その普及に努めてきたところであり、本事業については、平成15年度より「障害者ケアマネジメント体制支援事業」と改称し、本格実施としたところである。

イ 本事業では、国の「指導者研修」の内容を充実するなど、全体として以下のような取組を行っているところである。

- ① 国が実施する「指導者研修」については、新規研修に加えて、すでに国の研修を修了し、第一線で活躍している方々を対象とするスキルアップのための上級研修を組み入れることなどにより、引き続き都道府県等で中心的な役割を果たす人材の育成に努めることとしている。

- ② 都道府県等については、「障害者ケアマネジメント体制支援事業」を通じ、
- ・ 都道府県等が実施する「従事者研修」について、国の研修と同様に、新たに上級研修を実施し、さらに専門性の高い人材の確保に努める。
  - ・ 各障害保健福祉圏域に設置された連絡調整会議を総括し、又は「従事者研修」の企画・立案、社会資源の開発等について検討することを目的とした「障害者ケアマネジメント推進協議会」を設置する。
- などして、都道府県等における障害者ケアマネジメント体制の一層の充実、強化を図ることとしている。

ウ 各都道府県等におかれては、障害者ケアマネジメントの一層の発展のために、積極的・主体的な取組がなされるようお願いいたします。

## 5 特別児童扶養手当等について

### (1) 手当額の改定について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられている。平成15年の消費者物価指数は、前年比0.3%の下落となったことから、特段の措置が講じられなければ、法律にしたがって平成16年度の手当額は、平成12年度、13年度及び14年度の特例措置として据え置かれた▲1.7%とあわせて2.0%の引下げとなるが、公的年金と同様、現下の社会経済情勢等にかんがみ、平成15年の消費者物価指数の下落分(マイナス0.3%)のみの改定を行うこととし、このために必要な法案が本年2月6日に国会へ提出されたところである。

	(現 行)	(平成16年4月～)
特別児童扶養手当(1級)	51,100円	→ 50,900円
(2級)	34,030円	→ 33,900円
特別障害者手当	26,620円	→ 26,520円
障害児福祉手当	14,480円	→ 14,430円
福祉手当(経過措置分)	14,480円	→ 14,430円
(参考)		
障害基礎年金1級(月額)	83,025円	→ 82,758円
障害基礎年金2級(月額)	66,417円	→ 66,208円

手当額の改定については、事務処理に遺漏のないよう万全を期されるとともに、管内市町村・関係機関への周知をお願いしたい。

また、受給者に対しては、引下げとなることについて理解が得られるようその内容について広報手段の活用等により、周知徹底を図るとともに、個別の照会等に対しても適切に対処すべく管内市町村への指導をお願いしたい。

### (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→ 据え置き
そ の 他(2人世帯・年収)	565.6万円	→ 据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→ 据え置き

### (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和40年政令第270号）」に基づき交付されているところであるが、平成15年度事業実績報告及び平成16年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	14年度	15年度
・ 政令第1条第1号に規定する額	2,365円	→ 2,297円
・ 政令第2条に規定する額	1,472円	→ 1,438円

### (4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の制度については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県の認定事務等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ・ 施設入所、対象児童の死亡等による資格喪失の把握が適切に行われておらず、過払いとなっている事例
  - ・ 認定請求書の受理から認定までの期間が、長期間（2ヶ月以上）に及んでいる事例
  - ・ 障害認定に当たって、診断書の記載内容に不備がある場合や、申請に係る障害分野の専門医が作成したものではない診断書によって認定が行われている事例
- 各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参 考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の 養等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成16年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,864,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000	
平成15年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,864,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000	

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過の福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の 養等数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
		収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
平成16年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000	
平成15年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000	

## 6 心身障害者扶養保険について

1. 心身障害者扶養保険制度については、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた(第3次改正)ところである。
2. 心身障害者扶養保険制度の財政状況については、第3次改正以降も厳しい状況にあり、また、平成17年度が5年に一度の制度の見直しの年にあたることから、国としてもその必要性も含めて検討が必要と考えている。

## (参考1) 心身障害者扶養共済制度の加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成14年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	117,806	127,891	139,628	158,518
② 年金資産額	40,715	40,715	40,715	40,715
③ 差引額(①-②)	77,091	87,176	98,913	117,803
④ 公費負担現価	43,892	45,942	48,138	51,314
⑤ 不足額(③-④)	33,199	41,234	50,775	66,489

(参 考)

(平成13年度末現在)

単位：百万円

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 数理上必要な資産額	114,475	124,416	136,007	154,706
② 年金資産額	37,779	37,779	37,779	37,779
③ 差引額(①-②)	76,696	86,637	98,228	116,927
④ 公費負担現価	46,404	48,715	51,202	54,817
⑤ 不足額(③-④)	30,292	37,922	47,026	62,110

(参考3)

新法人名 独立行政法人福祉医療機構

主務府省名 厚生労働省

中期目標	中期計画
<p data-bbox="465 344 913 376">独立行政法人福祉医療機構中期目標</p> <p data-bbox="219 440 586 472">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="219 472 1153 663">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p data-bbox="219 663 1153 727">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表すること。</p> <p data-bbox="219 727 1153 791">なお、中期目標期間の出来るだけ早い時期に事業が見直されるものとする。</p> <p data-bbox="230 823 696 855">(1) 業務運営の効率化に関する事項</p> <p data-bbox="241 855 1153 919">扶養保険資金の運用については、市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること。</p> <p data-bbox="230 1046 667 1078">(2) 業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="241 1078 1153 1174">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p data-bbox="1413 344 1861 376">独立行政法人福祉医療機構中期計画</p> <p data-bbox="1173 440 1541 472">5 心身障害者扶養保険事業</p> <p data-bbox="1173 472 2107 663">心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p data-bbox="1173 663 2107 727">また、扶養保険事業の財務状況について、加入者等に対し定期的に公表する。</p> <p data-bbox="1184 823 2029 855">(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1196 855 2107 1015">扶養保険資金については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、市場動向を考慮し、安全性を重視した運用を行う。また、運用の適正な実施を確保するため、共同受託者に対し定期的な運用成績等の報告を求めるとともに上記方針等に従って適切に指導を行う。</p> <p data-bbox="1184 1046 2002 1078">(2) 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1196 1078 2107 1174">心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議（年間2ヶ所）を開催する。</p>



## 7 高次脳機能障害支援モデル事業について

### 1. 高次脳機能障害とは

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。

このような障害については、診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要であることから、これを、行政的に「高次脳機能障害」と呼ぶこととし、支援対策を検討している。

(なお、学術的には、失語、失行、失認を含め、脳損傷に起因する認知障害全般を、高次脳機能障害と呼ぶことが多い。)

### 2. 高次脳機能障害支援モデル事業

#### ① 概要

平成13年度から実施している「高次脳機能障害支援モデル事業」は、これらの障害をもつ者に対し、地方拠点病院、国立身体障害者リハビリテーションセンター等が連携し、試行的にリハビリテーションなどを提供するとともに、症例を集積・分析することにより、診断・評価基準、訓練プログラム、支援プログラムを作成するものである。

#### ② これまでの進捗状況及び報告書

国立身体障害者リハビリテーション及び全国の12地域において、モデル事業を実施し、高次脳機能障害を有する者のリハビリテーション、社会復帰・地域生活支援等を試行的に実施している。

症例のデータは、国立身体障害者リハビリテーションセンターで集積し、地方拠点病院等連絡協議会にて、分析を行い、さらに診断・評価基準、プログラム等の検討を進めている。

この検討状況については平成15年4月に中間報告を行ったところであるが、その後の成果を踏まえ、平成16年4月をめどに、3年間のとりまとめを行う予定である。報告書には、全登録症例の分析結果とともに、診断・評価基準（高次脳機能障害診断基準、高次脳機能障害支援ニーズ判定票）、標準的訓練プログラム、社会復帰・生活・介護支援プログラムを掲載する予定としている。

#### ③ 平成16年度の予定

平成16年度からは、これまでの実績を踏まえ、引き続きモデル事業として、地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターとの連携のもとに、次の事業を進めることとしている。

- (ア) これまでの3年間で作成した診断・評価基準、訓練プログラム、支援プログラム等の実地での活用と検証
- (イ) 各自治体においては「支援対策整備推進委員会」をおき総合的な検討を行うとともに、これまでの実績を踏まえて支援の拠点機関となる機関を指定し、そこに「支援コーディネーター」を配置し、支援や調整を実施
- (ウ) 国立身体障害者リハビリテーションセンターでは、自らサービスの実施を行うとともに、各自治体等と連携して、診断・評価基準や訓練プログラム等の改善や、全国に普及可能な支援体制のあり方を検討

原則として、現在の参画自治体における継続実施を想定しているので、ご協力をお願いしたい。

また、平成15年度から国立身体障害者リハビリテーションセンターにて実施している、行政及び関係機関担当者に対する研修事業は、平成16年度も同センターの事業として実施する予定としている。

本モデル事業の成果を、参画していない自治体も含め広く関係者に周知し、活用していただくため、今後とも研修等の機会を通じて、随時情報提供を行っていくこととしている。

## 8 厚生労働科学研究費について

### (1) 障害関連研究事業について

平成16年度より障害保健福祉総合研究事業と感覚器障害研究事業を統合した。  
平成16年度予算(案) 853,474千円

#### ・障害保健福祉総合研究事業について

##### ○ 事業概要

平成15年度からの「新障害者基本計画」及びその重点施策実施5か年計画(「新障害者プラン」)に基づいて、各種障害者施策を適切に推進することが重要な課題となっている。

このため、障害全般(身体障害、知的障害及び精神障害)について、治療からリハビリテーションに至る適切なサービス、社会参加の推進、地域における生活を支援する体制等に関する研究を進め、障害保健福祉施策の効果的な展開に役立つ成果を得ることを目的とする。

なお、平成16年度の新規課題については、平成15年10月17日から次の課題について約2ヶ月間公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

#### <新規課題採択方針>

障害全般(身体障害、知的障害及び精神障害)について、地域移行や地域生活支援に資する具体的な技術開発及び体制づくりに関する研究等を実施する。

研究費の規模：1課題当たり5,000～15,000千円程度(1年当たり)

研究期間：1～3年

新規採択予定課題数：10課題程度

#### ・公募研究課題

- ① 障害者の社会参加の推進に資する具体的支援技術(支援機器、福祉用具及び情報アクセス)に関する研究
- ② 障害者の二次的障害(加齢によるものを含む)に関する研究
- ③ 障害者のエンパワメントの視点と生活モデルに基づく、具体的な地域生活支援技術に関する研究
- ④ 障害の状態と支援・介護の必要性にかかる客観的な評価に関する研究
- ⑤ 高次脳機能障害者の生活支援手法に関する研究
- ⑥ アルコール依存症のリハビリテーション施設の在り方に関する研究
- ⑦ 精神疾患への正しい理解と、精神障害者の地域生活支援体制に関する研究
- ⑧ 精神障害者に対する適切な医療を確保する仕組みに関する研究
- ⑨ その他、障害者の保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であって、重要性及び緊急性が特に高いもの

・感覚器障害研究事業について

○ 事業概要

視覚、聴覚・平衡覚等の感覚器機能の障害について、原因となる疾患の病態・発症のメカニズムの解明、発症予防、早期診断及び治療、障害を有する者に対する重症化防止、リハビリテーション及び機器等による支援等に関する研究開発を進め、感覚器障害の軽減や重症化の防止、機能の補助・代替等に資する成果を得ることを目的とする。

なお、平成16年度の新規課題については、平成15年10月17日から次の課題について約2ヶ月間公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

<新規課題採択方針>

視覚、聴覚・平衡覚領域における障害（重複障害を含む）及び日常生活上の支障をもたらす状態について、その原因となる疾患等の予防・治療及び障害の除去・軽減に資する研究開発等を実施する。

研究費の規模:1 課題あたり 10,000 ～ 50,000 千円程度(1 年当たり)

研究期間: 1 ～ 3 年

新規採択予定課題数: 5 課題程度

・公募研究課題

- ① 視覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに視覚障害の要因となる疾病に関する研究
- ② 聴覚及び平衡覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに聴覚・平衡覚障害の要因となる疾病に関する研究
- ③ 視覚、聴覚及び平衡覚障害並びにそれらの重複障害により廃した機能を補助・代替し、自立と社会参加を促進する機器の開発及び改良に関する研究

(2) こころの健康科学研究事業について

平成16年度予算(案) 1, 756, 175千円

○ 事業概要

自殺や睡眠障害、自閉症等のこころの健康問題、精神分裂病(統合失調症)、感情障害(そううつ病)等の精神疾患及び筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病等の神経・筋疾患に対して、神経科学及び分子生物学的手法、画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術等を活用し、その病因・病態の解明、遺伝子情報に基づく機能予測、疫学調査等を行うことにより、画期的な予防、診断、治療法等の研究開発を推進する。

なお、平成16年度の新規課題については、平成15年10月17日から次の課題について約2ヶ月間公募し、現在、採択課題を決定するための事前評価作業を進めているところである。

### <新規課題採択方針>

近年、重要性が注目されているこころの健康の問題、精神疾患及び神経疾患等について、最先端バイオ・メディカル技術の活用、疫学調査による病因・病態の解明、予防・診断・治療に関する研究開発等、最新の医学的知見を施策の企画・立案及び実施に反映するための研究開発を実施する。

研究費の規模: 1 課題当たり 10,000 ～ 50,000 千円程度 (1 年当たり)

研究期間: 1 ～ 3 年

新規採択予定課題数: 1 8 課題程度

#### ・公募研究課題

(こころの健康科学分野)

- ① 児童思春期精神障害の成因の解明と治療法の開発に関する研究
- ② 精神疾患の生物学的マーカーの開発に関する研究
- ③ 遺伝子解析による向精神薬の有効性及び副作用予測に関する研究
- ④ 神経発達障害の成因の解明と治療法の開発に関する研究
- ⑤ ストレス性精神障害の治療法に関する研究
- ⑥ 児童思春期精神障害への社会的支援、家族支援及び療育的対応に関する研究
- ⑦ 自殺の実態と予防対策に関する研究
- ⑧ こころの健康についての疫学調査に関する研究
- ⑨ 精神疾患に対する精神療法の実施方法と有効性に関する研究
- ⑩ 根拠に基づいた精神疾患治療ガイドラインの策定に関する研究
- ⑪ その他、こころの健康に関する保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であって、重要性及び緊急性が特に高いもの

(神経・筋疾患分野)

- ① 異常蛋白の蓄積による神経疾患の病態解明および治療法の開発に関する研究
- ② 糖鎖修飾異常による神経・筋疾患の病態解明と治療法の開発に関する研究
- ③ 高次脳機能障害の病態解明に関する研究
- ④ 神経疾患および筋疾患に対する挑戦的治療法の開発に関する研究

# ＜企画課国立施設管理室＞

## 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策の推進と身体障害者の自立更生を推進するため、医療から職能訓練までの総合的リハビリテーションを実施し、また、重度の知的障害児を保護指導し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**（P57）のとおりである。

### （1）国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターは、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等を行っている。

特に、平成16年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力がよろしくお願いしたい。

#### ア 高次脳機能障害支援モデル事業

国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心に、平成13年度から実施している高次脳機能障害支援モデル事業は、地方拠点病院等との連携により、症

例の集積と分析を通じ、標準的な「評価基準」、「訓練プログラム」及び「支援プログラム」の作成を進め、平成15年4月に「高次脳機能障害支援モデル事業中間報告」をとりまとめたところである。

平成15年度末には、3か年のまとめとなる報告書を作成し、「評価基準」、「訓練プログラム」及び「支援プログラム」を提示することとしている。また、平成15年度より高次脳機能障害に対する理解と当モデル事業の成果を広く提供するため、行政、医師、施設職員等を対象とする研修事業を実施しているところである。

平成16年度以降においては、15年度までの事業で提示した標準的なプログラム等を活用し、関係機関と連携して全国に普及可能な支援体制の確立に向けたサービスの試行的提供を実施するとともに、その結果生じる諸課題への対応策についても検討することとしている 資料2 (P59)。

## イ リハビリテーション専門職員の育成強化

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院では、リハビリテーションに関する専門職員の養成及び育成に取り組んでおり、平成15年度には、養成課程において、手話通訳学科（2年課程）の入学定員の増（15人→30人）を図ったところである。

また、研修課程では、平成15年度より介助犬訓練者研修会を実施しているところであるが、16年度においては、聴導犬訓練者の研修を新たに実施することとしているので、これら学院機能を有効に活用されるよう管内市町村、関係機関等への助言方お願いしたい。

## (2) 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育、②基礎的な日常生活動作等を修得させる生活



訓練を実施しているところである。

平成16年度においても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のため、より一層、理療教育の充実に取り組むこととしているので、視覚障害者のリハビリテーション施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

### (3) 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者の更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

については、これらの機能を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設等に対し周知方願いする。

### (4) 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、①知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児を入所させての保護・指導、②自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」、③知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を実施している。

特に、自閉症等への取り組みとして、

- ① 全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」の職員に対する療育技術に関する研修事業
- ② 療育援助に関する情報の普及と障害への理解を深めることを目的として保護者を対象に行う「自閉症子育て支援セミナー」

について、重点的に取り組んでいる。

また、平成15年度からは、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報交換や、各都道府県・指定都市へ自閉症・発達障害支援センター職員研修会の概要を情報提供し、意見交換、研究討議を行うためのネットワークづくりを「資料3」(P60)のとおり行っているところである。

については、これら事業への積極的な参加について管内市町村、関係施設等に対し周知方願いする。

#### (5) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供、啓発事業等を行っている。

このうち相談事業は、

- ① 身体障害者福祉にかかる生活、就職、法律、補装具等に関する相談
- ② 障害年金受給者等に対する年金相談

であり、来所による相談をはじめ、電話、文書、電子メール等による相談に応じている。

研修事業では、

- ① 身体障害者福祉センター職員(初任者・現任者)等の研修
- ② 障害者福祉レクリエーション指導者研修

等であり、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的として実施している。

また、障害者福祉の動向や障害者に関する様々な情報を提供する情報誌として「戸山サンライズ」を発行している。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設、団体等へ周知方願いする。

なお、センターは、障害者の利用に配慮した研修・会議室、宿泊室、体育館等を

備え、障害者関係団体が行う研修、障害者の宿泊等に優先的に利用頂けるよう配慮しているところであり、関係者への周知についてご配慮をお願いしたい。

**【施設の概要】**

宿泊室                    和室8室、洋室シングル8室、ツイン17室  
研修室・会議室        計8室（10名から240名（イス席の場合350名）程度）  
その他                    体育館、食堂、理美容室、大型リフトバス2台 等

**【連絡先】** 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

**（6）専門職員の研修について**

**ア 身体障害者リハビリテーション関係専門職員**

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要であり、さらに、支援費制度の導入により利用者本位の福祉サービスの提供が求められることから、身体障害者に関する専門職員の資質の向上を図ることが身体障害者福祉の増進に極めて重要である。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）においては、リハビリテーション専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれても、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

**① 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修**

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を **資料4**（P62）のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について

助言方よろしくお願ひしたい。

## ② 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者福祉関係職員の研修を「資料5」(P66)のとおり実施することとしているので、市町村等関係機関、各施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

## イ 知的障害児(者)関係専門職員

知的障害児(者)の高齢化や障害の重複化、さらには自閉症等の特有の発達障害を有する障害児(者)に対する取組の強化等に伴い、これらに関連する業務に従事する専門職員の資質向上を図ることは重要な課題である。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福祉施設等で保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を「資料6」(P )のとおり実施することとしているので、管内市町村、関係機関等への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

## (7) 支援費制度移行に伴う国立身体障害者更生援護施設への入所手続き等について

平成12年6月の社会福祉法の制定により、国立身体障害者更生援護施設(以下、「国立施設」という。)についても、平成15年4月より利用契約制度が導入されたところである。

また、平成12年6月の身体障害者福祉法(以下、「身障法」という。)一部改正及び平成14年6月の身体障害者福祉法施行規則一部改正により、新たに国立施設への入所の申込みについて規定され、入所申込みを行うことができる身体障害者の基準の告示及び入所手続き等の取扱いに関する通知を発出しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、引き続き、国立施設への入所の手続き等が円滑に行われるよう、管内市町村への周知についてお願ひするとともに、国立施設へ入所の申込みを行う身体障害者に対する支援等についても、ご指導ご協

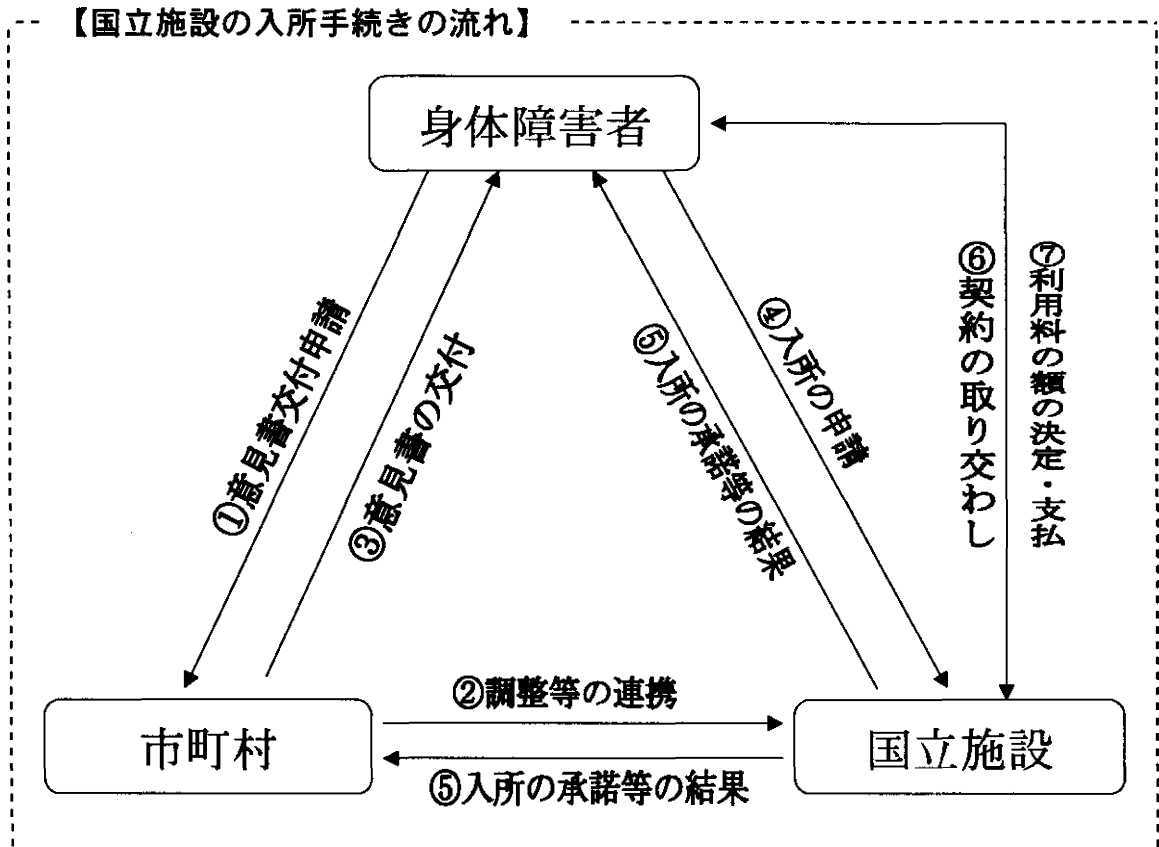
力方お願いいたしたい。

なお、国立施設については、身体障害者福祉法第36条の2に基づき、身体障害者の入所後に要する費用を国が支弁するものであり、都道府県・市町村の支弁はないものである。

## ア 国立施設への入所手続き

- ① 国立施設への入所手続きは、身体障害者福祉法第17条の32第1項から同条第6項、身体障害者福祉法施行規則第12条の1から第12条の4に規定され、国立施設の入所基準は、「国立施設へ入所の申込みを行うことができる身体障害者の基準」（平成14年7月30日厚生労働省告示第258号）により規定されている。
- ② 国立施設への入所手続き等に必要な書類については、「身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所の取扱い等について」（平成15年1月9日社援発第0109007号 厚生労働省社会・援護局長通知）により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」の様式を示している。また、入所に係る留意事項については、「身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について」（平成15年3月28日障企第0328001号障害保健福祉部企画課長通知）において示している。
- ③ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。
- ④ 国立施設への入所を希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管内市町村に対

しご指導方よろしくお願ひしたい。



## イ その他

### ① 意見書について

身障法第17条の3第2第3項に規定されている市町村による意見書の作成に当たっては、国立施設と緊密な連携を図るとともに、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所に判定を求めるなどのご指導方お願いいたします。

### ② 利用料について

身障法第17条の3第2第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなっているので、管内市町村に対し、当該申告に係る手続き等に関してご指導願ひたい。

### (利用料額決定の流れ)

- ㊦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- ㊧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。
- ㊨ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。

# ＜企画課社会参加推進室＞



## 1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成16年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各実施主体の実情に応じた積極的な取組をお願いします。

### ○ 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

#### ア 事業の統合・再編

障害者の自立と社会参加の推進については、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できることを目的として、これまで都道府県・指定都市が行う「障害者社会参加総合推進事業」及び市町村が行う「市町村障害者社会参加促進事業」等において、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、自立生活の支援等を実施してきたところである。

平成16年度においては、これまでの社会参加促進関係事業に自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図ることとし、新たに「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として実施することとしているので、御了知願いたい。

これにより障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進するとともに、地域の実情に応じて、総合的、効果的、効率的に事業を実施することができると考えている。

# 障害者自立支援・社会参加総合推進事業メニュー事業一覧

## 1. 都道府県事業

### (1) 障害者社会参加総合推進事業

- 都道府県障害者社会参加推進センター設置事業
- 「障害者110番」運営事業
- 相談員活動強化事業
- 身体障害者補助犬育成事業
- 生活訓練等事業
  - ・ 生活訓練事業
  - ・ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
  - ・ 家族教室等開催事業
- 情報支援等事業
  - ・ 点字による即時情報ネットワーク事業
  - ・ 奉仕員養成・研修事業
  - ・ 手話通訳者養成・研修事業
  - ・ 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・研修事業
  - ・ 手話通訳設置事業
  - ・ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業
  - ・ 点字・声の広報等発行事業
- 移動支援事業
  - ・ 指定居宅介護事業者情報提供事業
  - ・ 手話通訳者派遣ネットワーク事業
- スポーツ・芸術活動等振興事業
  - ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
  - ・ スポーツ指導員養成事業
  - ・ 芸術・文化講座開催等事業
- 普及啓発事業
  - ・ 社会資源活用情報等提供事業
  - ・ 障害に関する正しい知識の普及啓発事業
- 市町村障害者支援事業
  - ・ 奉仕員派遣事業
  - ・ 手話通訳者派遣事業
  - ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
  - ・ 地域生活アシスタント事業
  - ・ 本人活動支援事業
  - ・ 家族相談員紹介事業
  - ・ ボランティア活動支援事業
  - ・ ピアカウンセリング事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 障害者IT総合推進事業
  - ・ 障害者ITサポートセンター運営事業
  - ・ パソコンリサイクル事業
  - ・ 障害者情報バリアフリー化支援事業
  - ・ パソコンボランティア養成・派遣事業
  - パソコン利用促進事業

### (2) 障害者自立支援等総合推進事業

- 支援費支給決定適正化等支援事業
  - 支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業
  - ・ 利用者参加型支援費制度向上事業
- 在宅知的障害者巡回相談事業
- 手帳交付事業
  - ・ 知的障害者療育手帳交付事業
  - ・ 精神障害者手帳交付事業
- 施設外授産の活用による就職促進事業

## 2. 市町村事業

### (1) 市町村障害者社会参加促進事業

- 地域生活支援事業
  - ・ 生活訓練事業
  - ・ 地域生活アシスタント事業
  - ・ 本人活動支援事業
  - ・ 家族相談員紹介事業
  - ・ ボランティア活動支援事業
  - ・ ピアカウンセリング事業
  - ・ 福祉機器リサイクル事業
- 情報支援等事業
  - ・ 奉仕員派遣等事業
  - ・ 手話通訳設置事業
  - ・ 手話通訳者派遣事業
  - ・ 点字・声の広報等発行事業
- 移動支援事業
  - ・ 自動車運転免許取得・改造助成事業
  - ・ 重度身体障害者移動支援事業
- スポーツ・芸術活動等振興事業
  - ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
  - ・ 芸術・文化講座開催等事業
- 広域実施連絡調整事業
- リフト付福祉バス運行事業
- バリアフリーのまちづくり活動事業

### (2) 市町村障害者自立支援等推進事業

- 支援費支給決定円滑化支援事業
  - ・ 障害程度区分決定円滑化事業
  - ・ 支援費支給決定コミュニケーション支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 身体障害者自立支援事業
- 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
  - ・ 更生訓練費給付事業
  - ・ 施設入所者就職支度金給付事業
- 職親委託事業

## イ 障害者社会参加総合推進事業

### (ア) 障害者 I T 総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、従来の周辺機器等の購入費用に対する助成、パソコンボランティアの養成・派遣などの支援に加え、平成 15 年度からは各事業を有機的に結びつけ、効果・効率性を確保するとともに、ボランティアの活動支援、専門性をもった利用相談、I T に関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点としての「障害者 I T サポートセンター」運営事業を開始したところである。

さらに、平成 16 年度においては、障害者の情報バリアフリーを一層推進するために、「障害者 I T サポートセンター」を拠点とし、パソコン教室の開催などを内容とする「パソコン利用促進事業」を実施することとし、I T 関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者 I T 総合推進事業」として下記により実施することとしているので、積極的な取組をお願いする。

なお、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施することが望ましいものではあるが、実情に応じ各事業単位の実施も可能である。すべての事業を実施することとした場合の概要は別添の図のとおりである。

#### 「障害者 I T 総合推進事業」の概要

##### 1 事業の趣旨

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点とし、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

##### 2 留意事項

実施主体は、事業の実施に当たり、総合的なサービス提供拠点となる障害者 I T サポートセンターを設置するよう努めるとともに、各 I T 関連事業が有機的連携のもと、総合的、効果的、効率的に実施できるよう留意すること。

### 3 実施事業

- (1) 障害者 I Tサポートセンター運営事業
- (2) パソコンリサイクル事業
- (3) 障害者情報バリアフリー化支援事業
- (4) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (5) パソコン利用促進事業

#### 「パソコン利用促進事業」の概要

##### 1 事業内容

障害者のパソコン利用を促進することを目的に、概ね次のような内容の事業を行う。

##### (1) I Tに関する知識の普及・啓発

パソコンの活用が、社会生活の幅を広げ、社会参加の促進に資すること等を講演会や啓発ポスター・パンフレット等を通じて周知する。

##### (2) パソコン教室の開催

講習会等の方法により、概ね次のような内容の事業を行う。

##### ア 基礎 I

パソコンの起動、文書の入力、メールの送受信、インターネットの使用方法等、パソコンの初歩的な操作方法を指導する。

##### イ 基礎 II

ワープロソフト、表計算ソフトの使用方法等、パソコンの基本的な操作方法を指導する。

##### (3) 障害者 I T情報の提供

インターネットにより、パソコンを使用する際の周辺機器やソフトの情報等、障害者の I T利用を促進するためのあらゆる情報を提供するとともに、ホームページに掲示板を作成すること等により、パソコンを活用してのコミュニ

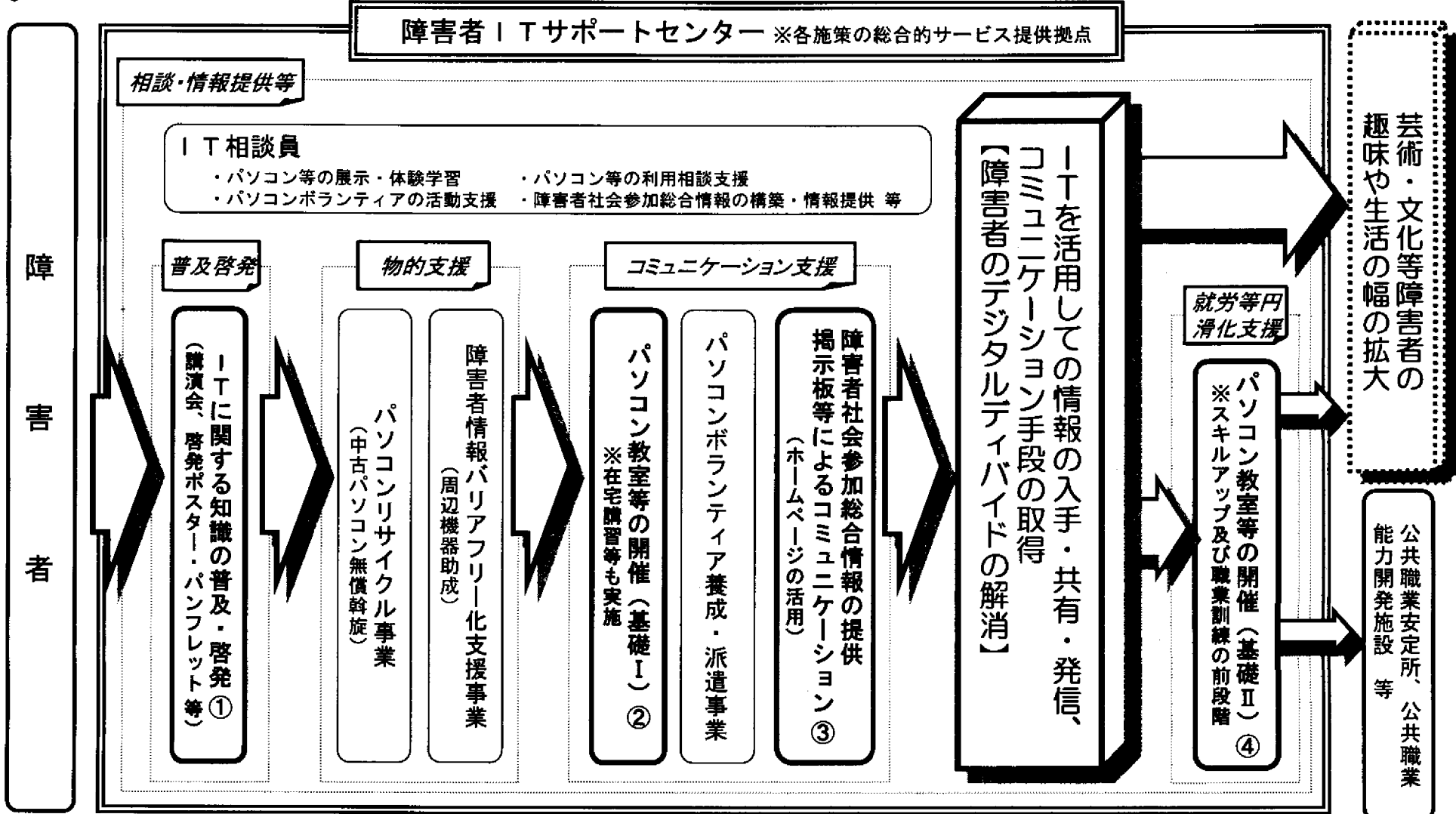
ケーションを支援する。

## 2 留意事項

- (1) 講演会、教室等の開催に当たっては、障害者が参加しやすいように、開催日時、場所等について十分考慮すること。
- (2) パソコン教室の開催に当たっては、講習会に参加することが困難な重度障害者を対象とした在宅講習等の方法にも配慮すること。
- (3) パソコン教室（基礎Ⅱ）の開催に当たっては、パソコン使用により文化芸術活動等趣味や生活の幅が広がるよう、また、パソコンを使用した職業訓練を受講するための基礎づくりとなるよう、講習内容について十分考慮すること。
- (4) 講師は、受講者の習熟度等に十分配慮するとともに、受講者の人格を尊重し、活動上知り得た秘密は守ること。
- (5) 障害者IT情報の提供に当たっては、障害者ITサポートセンター運営事業において行うことを原則とし、障害者ITサポートセンターが未設置の場合においてのみ、本事業で実施することができること。

# 障害者 I T 総合推進事業の概要

障害者の I T 利用の促進等に積極的に取り組むため、これまでの I T 関連施策を統合し、各関連施策を総合的かつ効果的に実施する障害者 I T 総合推進事業を実施する。



※ すべての事業を実施した場合の概要 / ①~④について「パソコン利用促進事業」として実施

## (イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきているところであるが、すべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成16年度は実施見込み）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

その際には、盲ろう者団体をはじめとする関係団体等の意見を踏まえた上で、派遣対象者、派遣事由、手当額、調整者の設置、事業の実施方法等について十分な検討を行い、各都道府県・指定都市の実情に即した積極的な取組をお願いする。

## (ウ) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、平成15年度から支援費制度が開始されたことも踏まえ、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれは、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴く等、創意工夫による設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、できる限り通訳技術の高い者を選任することについても、特段の配慮をお願いする。

#### (エ) 市町村障害者支援事業について

本事業は、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」中「市町村障害者社会参加促進事業」において実施される事業をまとめたものであり、市町村における障害者社会参加促進事業が未実施の間、必要に応じて都道府県が実施できるようにしたものである。したがって、その実施にあたっては、市町村、関係団体等と十分な連携を図って実施されたい。

なお、当分の間、市町村が当該事業を実施済である場合においても、その実施状況等を踏まえ、都道府県による実施が適当と認められる特別な事情がある場合には、実施することができることとしている。

#### ウ 市町村障害者社会参加促進事業

障害者に最も身近な市町村（5万人以上の市、5万人程度の広域圏）において障害者の社会参加を促進するため、平成7年度より計画的に市町村障害者社会参加促進事業を実施してきたところである。

平成16年度においては「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」として統合・メニュー化されたところであるが、新障害者プランにおいても「市町村における社会参加促進事業の着実な推進を図る」とこととされているところであり、管内市町村への積極的な取組に関し助言指導をお願いしたい。

また、事業の実施規模等から単独の市町村では取組が困難な場合に、複数の市町村が共同して事業を実施するための事業である「広域実施連絡調整事業」の活用など、広域的取組が積極的に行われるよう配慮をお願いする。



## 2 身体障害者補助犬法の円滑な施行について

身体障害者の自立と社会参加を促進するために制定された「身体障害者補助犬法」については、従来より広報・啓発等の面でご協力いただいているところであるが、平成15年10月からは、民間施設での同伴受け入れが開始され、全面施行されたところである。引き続き、本法の円滑な施行についてご協力をお願いする。

### (1) 身体障害者補助犬の育成

身体障害者補助犬の使用による、障害者の社会参加を促進するためには、良質な補助犬の育成に努める必要がある。このことから、統合・メニュー化された「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において、引き続き補助対象としていたので積極的な取組をお願いする。

なお、身体障害者補助犬法附則第三条に基づく補助犬（いわゆる暫定犬）の表示の期限は平成16年9月30日までとなっているので、指定法人における認定について、訓練事業者等を通じ、働きかけをお願いする。

### (2) 身体障害者補助犬の一層の周知について

昨年、宿泊施設における盲導犬同伴の宿泊拒否の問題について報道がされたところであるが、身体障害者補助犬同伴の円滑な受入れのためには、法の趣旨、補助犬の役割等についての一層の周知が必要となるところである。各都道府県等においても、引き続きポスター、パンフレット等による普及啓発に努められたい。

### (3) 身体障害者補助犬に関する相談及び苦情への対応

社会福祉事業としての訓練事業や受入れ等に関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等の十分な説明を行うとともに必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により、適切な対応をとられるようお願いする。

なお、訓練事業者は、事業運営上、各種の相談等に対応することとなるため、利用者に関する秘密の保持についてもご留意方併せてお願いする。

#### (4) 第二種社会福祉事業の届出及び社会福祉法人認可申請

社会福祉法の改正により、平成15年4月1日から介助犬や聴導犬の訓練事業が第二種社会福祉事業となったところである。これにより、介助犬や聴導犬の訓練事業者が当該事業の開始について届出を行うこととなるので、内容の審査等適正な対応をお願いする。また、介助犬及び聴導犬の訓練事業に係る社会福祉法人の認可についても、引き続き関係通知等に基づく適切な審査及び指導をお願いする。

#### (5) 身体障害者補助犬のトレーナーの研修

良質な補助犬の育成のためには、その育成に携わる訓練者に対し、補助犬及び障害者福祉制度や障害・疾病に関する基礎知識等などの研修を行い、訓練者が身体障害者のニーズを的確に把握し育成を行うための資質の向上を図ることが必要となっているところである。

このため、平成15年度には、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において「介助犬訓練者研修会」が実施されたところであり、引き続き、平成16年度においても実施することとされている。なお、16年度においては、聴導犬訓練者についての研修も行われる予定であるのでご了知願いたい。

### 3 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

#### (1) 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、本年開催されるアテネパラリンピックに代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

このような状況の下、これからの障害者スポーツについては、生活をより豊かにするという視点に立ち、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツを積極的に意義づけ、障害者全体のスポーツの振興を図っていく必要がある。

こうした考え方を踏まえ、平成13年度からは、従前の身体障害者と知的障害者のスポーツ大会を統合し、「全国障害者スポーツ大会」として開催しているところであるが、大会実施競技のあり方について、障害者全体のスポーツの振興という観点から、必要な検討を行っていきたいと考えている。

また、新たな「障害者基本計画」において、障害者スポーツの振興は財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として進めることとされたところであり、昨年6月、同協会から、障害者スポーツ振興のための中・長期的方策を内容とする「21世紀における障害のある人のためのスポーツ振興」が報告されたところである。

今後とも、競技選手の育成強化、指導員の養成等、障害者スポーツの基盤整備事業については、同協会を中心として進めることとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、同協会をはじめ管下障害者スポーツ関係団体等との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の振興に努められたい。

地域における障害者スポーツの振興という観点から、障害者の身近なところでスポーツを指導する障害者スポーツ指導員を養成し、活用することが不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級スポーツ指導員及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、障害者社会参加総合推進事業により、引き続きその養成に努められたい。指導員のより有効な活用の方策については、昨年6月、財団法人日本障害者スポーツ協会から、「障害者

スポーツ指導者の活用を考える研究委員会報告書」が報告されたところであるが、そこで把握した実態と課題を基に、引き続き具体的な改善方法についての検討が進められており、本年度の報告書がまとまり次第、情報提供していく予定である。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツの振興を図るうえで中核的な役割を担うものであるため、今後ともその組織づくりについて積極的に取り組まねたい。

## (2) 障害者スポーツ大会の開催

### ア 全国障害者スポーツ大会

平成16年度における標記大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮願いたい。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技選手参加枠は別紙のとおりであるので、了知されたい。

なお、選手団の参加申込期限は、第4回全国障害者スポーツ大会実行委員会事務局宛・平成16年6月30日(水)必着とするので、期限の厳守についてご尽力願いたい。

#### ○ 第4回全国障害者スポーツ大会（「彩の国まごころ大会」）

会 期：平成16年11月13日(土)～15日(月)

主 催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、埼玉県 他

開催地：熊谷市、川口市、さいたま市、行田市、東松山市、深谷市、  
桶川市、妻沼町

### イ 国際大会

平成16年度においては、以下の国際大会が次のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手の育成、強化並びに派遣に係る便宜の提供等について格段のご配慮を願いたい。

#### ○ 2004年アテネパラリンピック競技大会

会 期：平成16年9月17日(金)～28日(火)

開催地：ギリシャ アテネ

主 催：国際パラリンピック委員会、アテネ組織委員会

- 第20回夏季デフリンピック競技大会  
会 期：平成17年1月5日(水)～16日(日)  
開催地：オーストラリア メルボルン  
主 催：国際ろう者スポーツ委員会
  
- 2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会ー長野  
会 期：平成17年2月26日(土)～3月5日(土)  
開催地：長野県 長野市、山ノ内町、牟礼村、白馬村  
主 催：スペシャルオリンピックス国際本部

### (3) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度に「障害者芸術・文化祭開催事業」を創設したところである。

本事業については、平成14年度は岐阜県、平成15年度は東京都において開催したところであり、平成16年度については、兵庫県において開催することとしているところである。詳細については、本事業に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いする予定であるのでご了知願いたい。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」において助成することとしているので、各都道府県等において積極的な取組を行って頂くとともに、平成17年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いしたい。

第4回全国障害者スポーツ大会  
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	29	36	65	鳥取県	7	10	17
青森県	11	17	28	島根県	9	12	21
岩手県	11	15	26	岡山県	18	26	44
宮城県	10	14	24	広島県	13	18	31
秋田県	10	14	24	山口県	13	16	29
山形県	10	13	23	徳島県	9	12	21
福島県	14	17	31	香川県	9	12	21
茨城県	16	27	43	愛媛県	12	16	28
栃木県	15	22	37	高知県	9	11	20
群馬県	15	22	37	福岡県	17	23	40
埼玉県	67	104	171	佐賀県	9	14	23
千葉県	20	32	52	長崎県	13	19	32
東京都	53	73	126	熊本県	14	20	34
神奈川県	19	29	48	大分県	12	14	26
新潟県	15	21	36	宮崎県	11	15	26
富山県	9	13	22	鹿児島県	15	21	36
石川県	9	12	21	沖縄県	10	16	26
福井県	8	11	19	札幌市	12	15	27
山梨県	11	16	27	仙台市	7	11	18
長野県	14	20	34	さいたま市	27	41	68
岐阜県	14	19	33	千葉市	10	15	25
静岡県	28	43	71	横浜市	17	27	44
愛知県	20	32	52	川崎市	10	16	26
三重県	12	16	28	名古屋市	12	18	30
滋賀県	9	15	24	京都市	12	16	28
京都府	11	14	25	大阪市	17	21	38
大阪府	28	41	69	神戸市	12	15	27
兵庫県	21	28	49	広島市	8	12	20
奈良県	10	14	24	北九州市	9	14	23
和歌山県	10	13	23	福岡市	9	13	22
				合計	891	1,272	2,163

## 4 補装具給付事業について

### (1) 給付判定事務運用上の留意事項について

補装具は、失われた身体部位又は損なわれた身体機能の補完・代償の役割を担う用具であり、身体障害者・児の自立と社会参加に大きく影響を与える特性を有するものであることから、その給付(交付・修理)については、適正に行われることが極めて重要である。

補装具給付判定事務の運用については、「補装具給付事務の取扱いに関する指針について」(平成12年3月31日障第290号)の別紙「補装具給付事務取扱指針」に加えて、昨年7月には、「補装具給付事務の適正実施に係る専門家会議」における検討結果としての報告書により、市町村における補装具給付判定事務実施の際の必須の基礎知識及び問答形式による給付種目別の具体的な給付判定事務の実施方法等についてお示しし、その円滑・適正な実施をお願いしているところである。

先般、地方分権改革推進会議より、市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目を追加することについて、平成15年度中に検討し、結論を出すよう意見がなされたことを受け、現在、「補装具給付判定事務検討委員会」を設置し、専門家の意見及び全国の身体障害者更生相談所等を対象に実施した給付判定事務に係る実態調査の結果等を踏まえながら、事務手続の簡素化の可否を含め、今後の補装具給付制度の適正な運用のあり方等全般についての検討を進めているところである。

本検討委員会における議論の結果については、今後、報告書等によりお示しすることとしているが、補装具給付判定事務の運用に当たり、各都道府県におかれては、身体障害者更生相談所と十分な連携を図りながら、市町村間の連絡調整、実態把握等に努め、補装具給付の一層の円滑化にご留意頂くとともに、管内の市町村に対しては、補装具給付の実施主体としての自らの責任及び身体機能の補完・代償という補装具が果たすべき役割の重要性について再度認識し、下記の事項に留意の上、身体障害者更生相談所、指定育成医療機関又は保健所、補装具製作者等と緊密な連

携を図りながら、公正・公平に給付事務を運用するよう、改めて周知徹底をお願いしたい。

#### **ア 給付の実施主体としての体制整備**

市町村が行う身体障害者を対象とする補装具の給付の決定は、身体障害者更生相談所による判定に基づく場合のほか、医師が作成する補装具給付意見書又は自らの判断に基づき決定する場合があるが、当該決定に当たっては、補装具給付制度における専門的・技術的判定の中核機関である身体障害者更生相談所に対し、必要に応じて、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を求め、身体障害者の障害状況、生活環境等に真に適合する用具について給付の決定を行うよう努めること。

また、身体障害児を対象とする給付で、指定育成医療機関又は療育の指導等を行う保健所の作成する意見書により決定する場合においても、身体障害者更生相談所に対して必要な助言を求めることにより、心身の発育過程の特殊性も十分に考慮した給付の決定を行うよう努めること。

#### **イ 処方内容と給付する補装具の整合性の確認**

真に必要とされる補装具の給付及び適正な受託報酬額の決定を行うため、身体障害者更生相談所又は補装具給付意見書を作成する医師等による処方内容と、補装具製作者により製作等が行われた補装具に係る見積書又は現物との確認について、必要に応じて身体障害者更生相談所等の助言を得ながら、確実にを行うよう努めること。

#### **ウ 身体障害者更生相談所、補装具製作者等との福祉用具関連情報の共有**

申請者の身体状況に応じた補装具の交付が効果的に行われるよう、機種改良、操作性の変更、新たな製品の発売、製造の中止等に関する福祉用具関連情報について、身体障害者更生相談所、補装具製作者等と共有する環境の確保に努めること。



## エ 紙おむつの支給対象要件の徹底

ストマ用装具に代えて、紙おむつを支給して差し支えないこととする特例の取扱いについては、平成12年度からは、地方分権の趣旨を踏まえ、それまでは基準外交付として国への協議を必要としていた、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者に対する支給を含め、市町村の決定により実施されているところであるが、平成12年度以降、特に身体障害児を対象とする紙おむつの支給件数において、大幅な増加の傾向が見られるところである。

については、紙おむつの支給対象要件を改めて確認の上、遵守するとともに、身体障害者更生相談所又は指定育成医療機関等による判定又は助言に基づき、適正な支給を行うこと。

### (2) 告示及び関係通知の改正について

#### ア 「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」

平成16年度における補装具給付に要する費用の算出基礎となる標記告示について、企業物価及び民間給与等人件費の動向、補装具製作者に対する価格調査結果、補装具製作・修理の実態並びに関係団体からの要望等を踏まえ、受託報酬基準額、製作工程等に関して、所要の改正を行うこととしているので、ご了承願いたい。

#### イ 「補装具の種目受託報酬の額等に関する基準に係る完成用部品の指定について」

完成用部品に係る指定申請のうち、昨年度からの継続審査となっていた座位保持装置用の部品に関する審査が終了したことから、当該審査の結果を踏まえた標記指定通知を今年度内に発出することとしているので、ご了承願いたい。

## 5 日常生活用具給付等事業について

### (1) 給付の合理化・適正化について

#### ア 耐用年数の新規設定について

現在、給付対象種目に係る耐用年数については、実施主体である各市町村において、必要に応じて、自主的に設定されているところであるが、平成16年度からは、国が定める実施要綱において種目ごとの耐用年数を設定し、給付する用具について一定の使用期間を確保することにより、用具の適正使用の環境整備及び事業費執行の合理化を図ることとしたので、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

なお、修理が不可能となった場合以外の耐用年数経過前の再交付は、国庫補助の対象とはならないので、ご了解願いたい。

#### イ 給付可否の判断、品目選定の適正化について

最近においては、新たな機能が付帯する製品や、複数の機能を一体で備える製品等、様々な福祉用具が開発・販売されているところであるが、身体障害者等より、これらの福祉用具の給付申請がなされた場合は、当該福祉用具の備える性能が、国が定める実施要綱上の各種目の性能に合致するか否かについて十分検証の上、給付の決定を行うよう、管内の市町村に対して周知徹底をお願いしたい。

#### ウ 基準単価の改定について

平成16年度においても、給付実績単価、市場価格の動向等を踏まえた基準単価の改定を行うこととしているので、ご了解願いたい。

### (2) 給付対象種目の入換えについて

平成16年度より、以下の種目を給付対象種目に取り入れることとしたので、管内の市町村に対して周知をお願いしたい。

## ○視覚障害者用ポータブルレコーダー

### 【性 能】

音声又は点字等により操作ボタンが知覚でき、かつ、DAISY方式で録音された録音図書の再生、ページ又は見出しごとの検索及びDAISY方式等による録音が可能なもの。

### 【給付対象者】

視覚障害2級以上

### 【基 準 額】

89,800円



(例)フレクストークポータブルレコーダーPTR1

本種目は、現行の「盲人用テープレコーダー（身体障害者対象。身体障害児対象では「テープレコーダー」。）」と入替えて給付対象種目に取り入れるものであるが、申請者が、入換え前の現行種目に相当する用具の給付を希望する場合は、これを給付して差し支えないものとする。

### (3) 給付対象種目の廃止について

以下の種目については、

- ・種目取入れから一定年数が経過していること
- ・現在、販売されている製品は、比較的、価格が低廉であり、全額自己負担によることとした場合も過剰な負担にはならないこと

等を踏まえ、平成16年度より給付対象種目から廃止することとする。

**廃止** 盲人用電卓

## 6 視聴覚障害者への情報提供体制の整備について

### (1) 聴覚障害者情報提供施設の整備促進について

聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところであり、このことを踏まえ、新たな「障害者基本計画」においては、聴覚障害者情報提供施設の全都道府県での整備を促進することを掲げているところである。

未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的整備計画について早急に検討されるようお願いする。

なお、本施設の設置に当たっては、民法（昭和29年法律第89号）第34条に基づく公益法人等、適切に運営を行うことが可能な主体について広く検討を行うなど、地域の実情に即した効率的・効果的設置に係る検討についても積極的に取り組むようお願いする。

### (2) 声の図書事業におけるインターネット配信の導入等について

現在の高度情報通信技術の発展・普及に伴い、インターネットによる通信網は、障害者のための情報バリアフリー・コミュニケーション支援のためのツールとしても極めて有用となっていることから、身体障害者関係団体に委託の上、実施している視覚障害者対象の情報提供等事業のうち、以下の事業について、平成16年度より、事業実施体制にインターネットの活用を導入し、利用者のより一層の便宜に資することとしたので、管内の市町村を通じて、視覚障害者に対する利用の周知をお願いしたい。

#### ア 声の図書事業（委託先：（福）日本点字図書館、（福）日本ライトハウス）

声の図書（録音図書）の録音媒体を従前のカセットテープから、より大量の情報収載が可能なCDに平成16年度より順次移行を図ると併せて、インターネットによる配信を開始するもの。

**イ 録音広報発行事業（委託先：（福）日本盲人会連合）**

厚生労働白書を含む各種情報の提供方法に、従前のカセットテープへの録音に加えて、インターネットによる配信を導入するもの。

**ウ 全国盲人生活相談事業（委託先：（福）日本盲人会連合）**

**点字図書情報サービス事業（委託先：（福）日本ライトハウス）**

電話又は文書等により受け付けていた日常の各種相談等について、時間等を気にせずに送受信が可能となるメールによる受け付けを導入するもの。

## 7 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成16年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成15年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

なお、平成16年度の事業計画の詳細については、資料編6の国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における事業計画（案）を参照されたい。

### 【平成16年度実施予定事業】

- 1 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業  
手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。
- 2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業  
障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。
- 3 災害支援ボランティアリーダー養成事業  
災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。
- 4 障害関係福祉情報等提供事業  
以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

#### (1) 障害者芸術・文化情報の発信

##### ① ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

- ② ビッグ・アイ インターネット美術館の運営  
障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。
- ③ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行  
障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。
- ④ 障害児の作品展  
養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

## (2) 情報収集や交流の場の提供

- ① 障害者の社会参加に関する相談  
障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。
- ② 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導  
障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。
- ③ コミュニケーション機器等の常設展示  
「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。
- ④ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信  
当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

## 5 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

## 6 国際交流事業

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

なお、施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先として、利用していただくことはもちろんであるが、他の市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

養護学校等の宿泊利用実績 (参考)

	14年度	15年度
養護学校	12校	24校
障害者団体	57団体	61団体
その他団体等	6,177人	5,700人

\* 15年度については、16年1月末現在

### 【施設の概要】

#### 1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

#### 2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)

(JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、  
泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

#### 3 施設規模

地上3階地上1階建 (敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

#### 4 主な施設内容

##### ○多目的ホール

[客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

##### ○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)

##### ○大・中・小会議室、バリアフリープラザ (情報・相談コーナー)

##### ○レストラン (50席)、駐車場



5 障害者のための特別な機能

- 大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール
- 館内自動音声案内設備
- 広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
- 文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
- 光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

## 8 手話通訳技能認定試験について

平成15年度の第15回手話通訳技能認定試験は、平成15年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成16年3月31日(水)に合格者の発表が行われる予定である。

平成14年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,215人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

# ＜企画課監査指導室＞

## 1 平成16年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

### (1) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第 0328016 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「障害福祉施設指導監査指針」及び別添2「入所措置事務等実施機関指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、障害福祉施設等における不詳事案が発生し新聞等で報道されているが、これらは本来あってはならないことであることから、入所者等に対する適切な処遇を確保する観点から、関係法令等に基づく適正かつ厳正な執行をいただきたく、特段のご配慮をお願いする。

イ 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、職員の資質の向上のための研修の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着が図られるよう指導方お願いする。

### (2) 指定居宅支援事業者等に係る指導監査について

支援費制度に対する指導監査については、「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第 0328011 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導については、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第 0328014 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「市町村指導指針」を参考として、円滑かつ適正な運営の確保

を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、地方自治法に基づき、管内市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市が定期的な指導の実施に努められたい。

### (3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

#### ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監督の実施について」(平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任(専決権付与等)している都道府県においては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

#### イ 平成16年度指導監査の重点事項等

##### (ア) 特別児童扶養手当について

##### ① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

##### ② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

##### ③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、身分関係及び生計維持関係については、戸籍及び住民票によるほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認することとし、また、所得状況については課税台帳等により確認するよう、的確な

審査を指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、障害程度認定基準（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監査については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において、精神病院を实地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監査に努められたい。

## 2 平成16年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成16年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了解願いたい。

### (2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、平成16年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成16年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

#### (指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

## 3 その他

平成15年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況の提出については、別途通知するので提出方お願いする。

## 平成16年度 障害福祉関係（特別児童扶養手当等）指導監査実施計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画 (案)		栃木県	茨城県	青森県		宮城県	福岡県	山口県	岐阜県	沖縄県	香川県	
		群馬県	愛知県	石川県		福島県	新潟県	秋田県	静岡県	鹿児島県	熊本県	
				岩手県		北海道		島根県	神奈川県	愛媛県		
		(2)	(2)	(3)		(3)	(2)	(3)	(3)	(3)	(2)	

(注) 上記の予定は、都合により変更することもありうる。



平成16年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画  
(精神保健福祉法関係)

実施計画	都道府県・指定都市	備考
各都道府県・市ごと実施日を定め通知	(都道府県) [23]	(注)
	宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県	対象都道府県・市については、都合により変更することがある。
	東京都 神奈川県 長野県 岐阜県	
	静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府	
	兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県	
	島根県 岡山県 香川県 福岡県	
	佐賀県 長崎県 大分県	
	(指定都市) [7]	
	札幌市 さいたま市 横浜市 大阪市	
	神戸市 広島市 北九州市	
[合計 30]		

※ 平成15年度の対象都道府県・市については、指導監査の結果を踏まえ、平成16年度において追加して実施する場合がある。

資料

＜企画課国立施設管理室＞

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	事業内容等
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院)  TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102		埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名  イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383	北海道 函館市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ ( ) は各年度の募集人員  イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941	栃木県 那須郡 塩原町	
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122	兵庫県 神戸市	
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	福岡県 福岡市	
国立 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571	静岡県 伊東市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	大分県 別府市	
国立 児 立 施 知 設 的 障	国立秩父学園 TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施  定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	<a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a>
国立函館視力障害センター	<a href="http://www.hakodate-nhb.go.jp/">http://www.hakodate-nhb.go.jp/</a>
国立塩原視力障害センター	<a href="http://www.shiobara-nhb.go.jp/">http://www.shiobara-nhb.go.jp/</a>
国立神戸視力障害センター	<a href="http://www.kobe-nhb.go.jp/">http://www.kobe-nhb.go.jp/</a>
国立福岡視力障害センター	<a href="http://www.fukuoka-nhb.go.jp/">http://www.fukuoka-nhb.go.jp/</a>
国立伊東重度障害者センター	<a href="http://www.ito-nrh.go.jp/">http://www.ito-nrh.go.jp/</a>
国立別府重度障害者センター	<a href="http://www.beppu-nrh.go.jp/">http://www.beppu-nrh.go.jp/</a>
国立秩父学園	<a href="http://www.chichibu-gakuen.go.jp/">http://www.chichibu-gakuen.go.jp/</a>

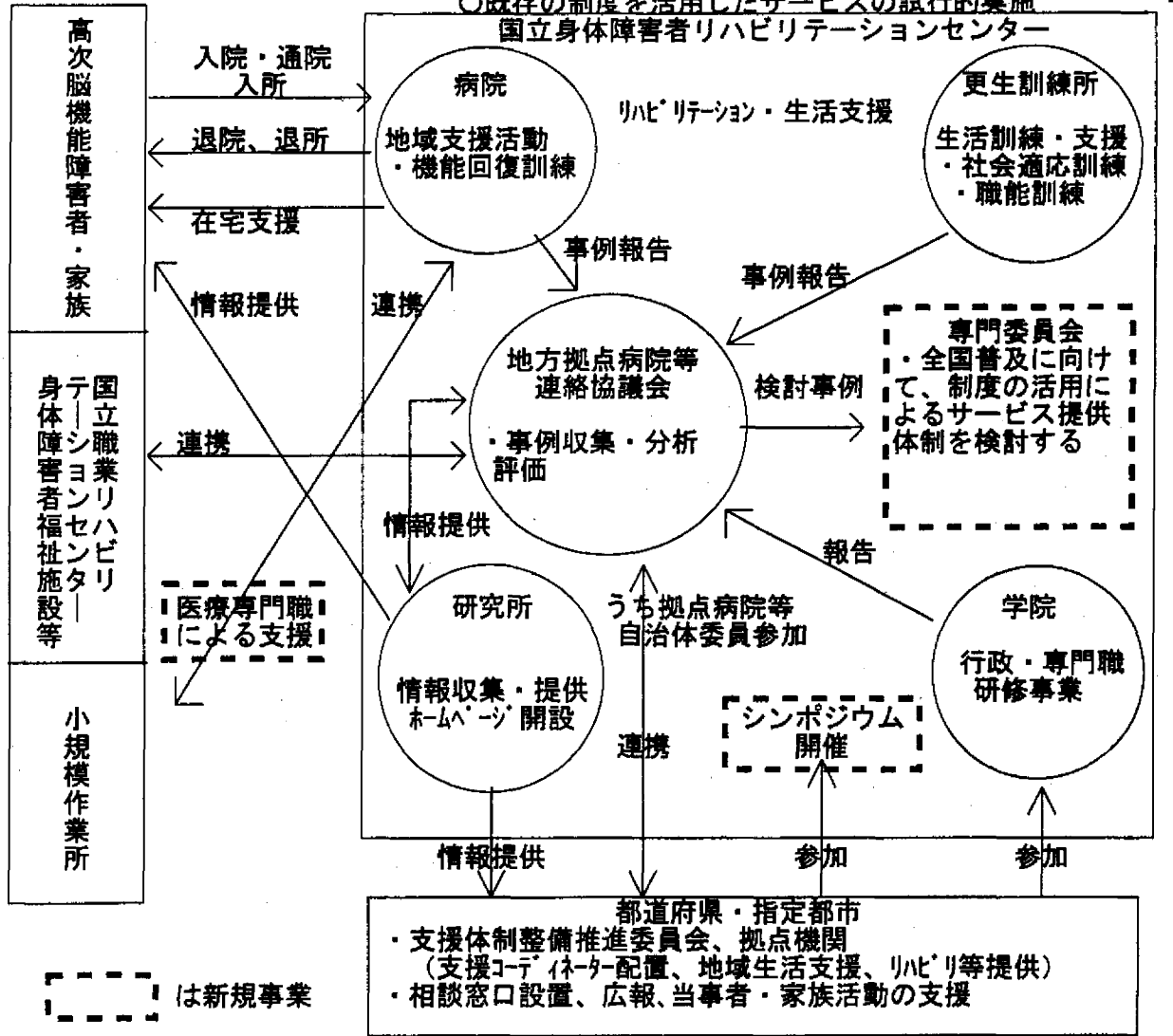
## 2 高次脳機能障害支援モデル事業 [概念図]

13～15年度

○サービスの試行的実施

事例収集・分析

「評価基準」  
「訓練プログラム」  
「支援プログラム」  
の提示



16～17年度 (予定)

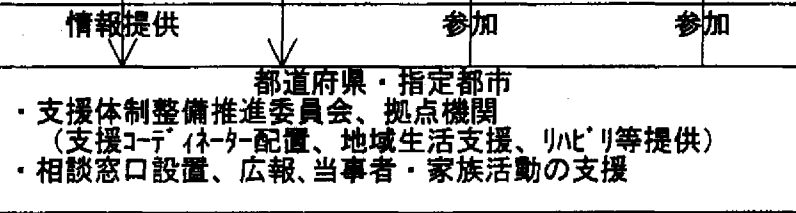
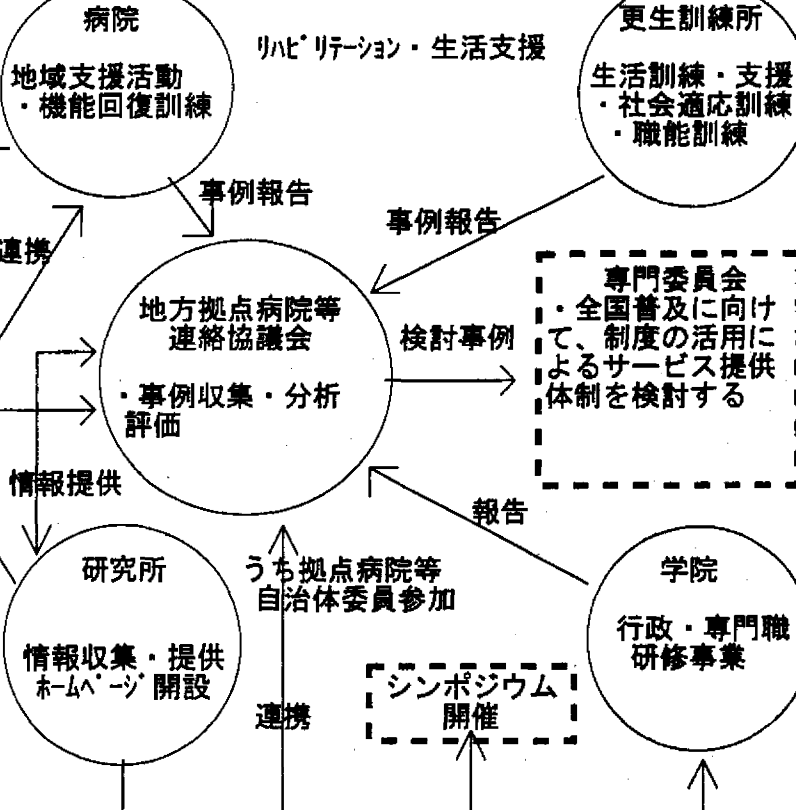
18年度以降

○全国で各種制度を活用して、確立された支援プログラムを実施

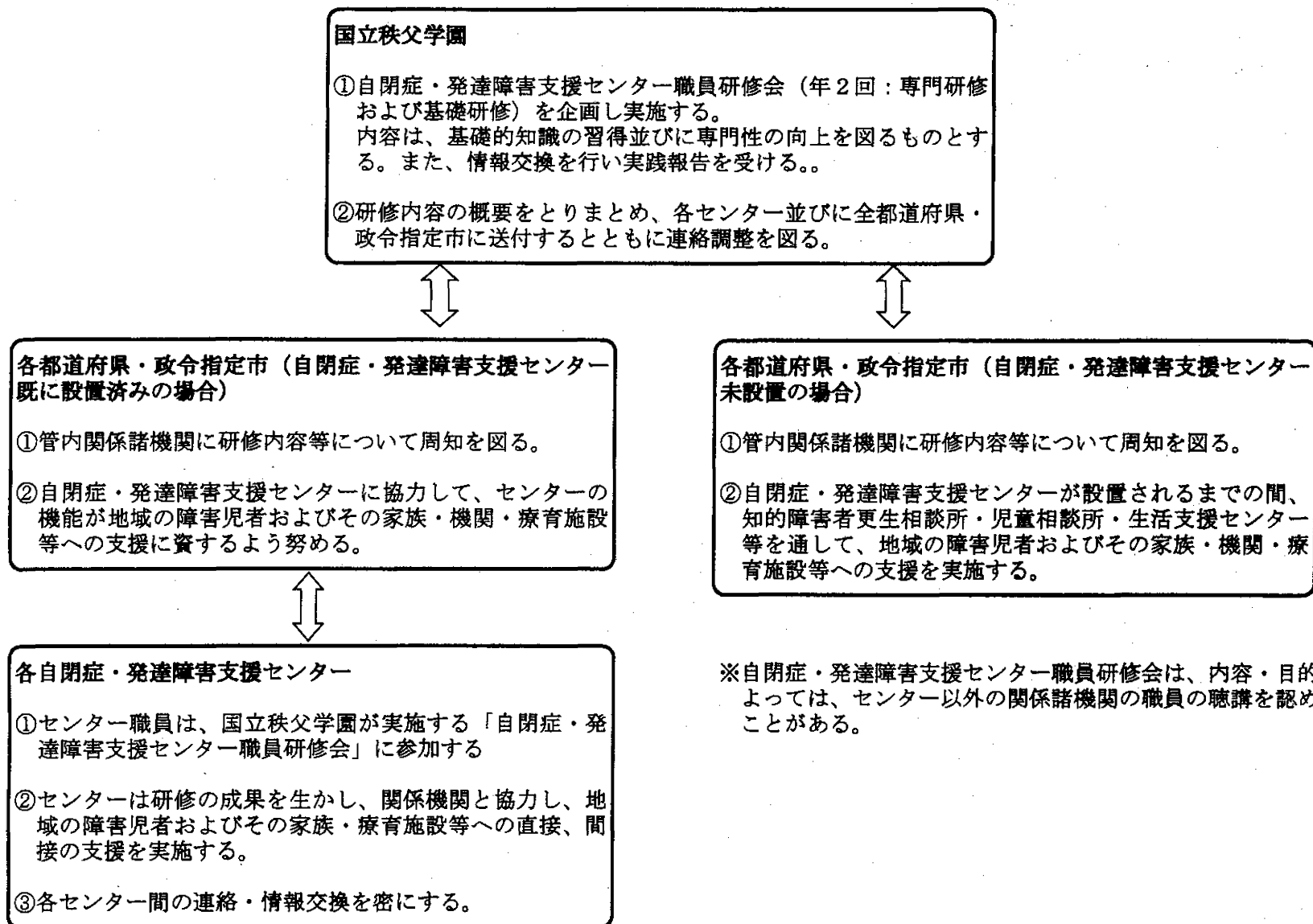
高次脳機能障害者・家族活動の支援

は新規事業

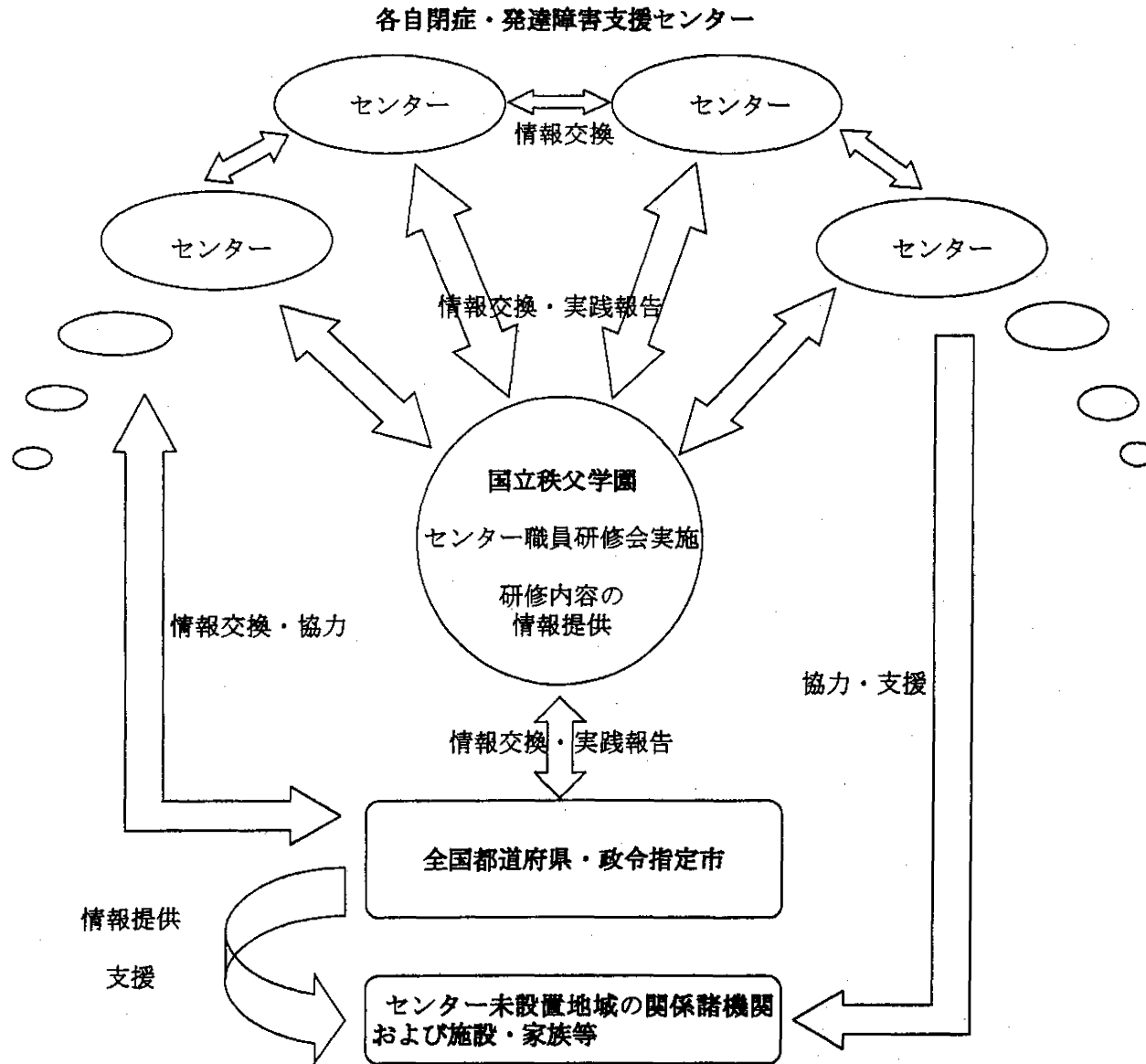
○既存の制度を活用したサービスの試行的実施  
国立身体障害者リハビリテーションセンター



### 3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



(参考) 自閉症・発達障害支援センターネットワーク [概念図]



#### 4 平成16年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修の概要(案)

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器等適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月5日(月)～7月9日(金)  【第2回】 1月31日(月)～2月4日(金)	5日  5日	76名  76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語(そしゃく)機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語(そしゃく)機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月13日(月)～9月17日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月6日(月)～12月10日(金)  【第2回】 3月14日(月)～3月18日(金)	5日  5日	100名  100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、視覚的補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月13日(月)～12月17日(金)	5日	20名
15条指定医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月21日(月)～2月22日(火) (予定)	2日	60名



研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所所長及び更生相談所長が推薦する職員。	11月11日(木)～11月12日(金)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で所属長の推薦する者。	9月6日(月)～9月9日(木)	4日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月6日(水)～10月8日(金)	3日	20名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月16日(火)～11月19日(金)	4日	20名
リハビリテーション心理職研修(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月17日(月)～5月21日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月27日(月)～10月1日(金)	5日	20名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦するもの。	11月24日(水)～11月26日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	6月7日(月)～6月11日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	7月12日(月)～7月16日(金)	5日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月25日(月)～10月29日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月19日(火)～10月22日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦するもの。	1月11日(火)～1月14日(金)	4日	60名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
靴型装具専門職員 研修会（応用）	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得させることを目的とする。	8月23日(月)～8月27日(金)	5日	15名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会（前期）  盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会（後期）	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう者用会話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月21日(月)～6月25日(金)  【後期】 11月8日(月)～11月12日(金)	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者 研修会	介助犬・聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬・聴導犬の訓練に従事しているもので、所属長の推薦する者。	1月17日(月)～1月21日(金) (予定)	5日	20名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする	都道府県・政令指定都市における行政担当者、並びに、関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部(局)長から推薦のある者。	【第1回】 7月29日(木)～7月30日(金)  【第2回】 2月23日(水)～2月25日(金)	2日  3日	100名  100名

5 平成16年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修概要（案）

No.1

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会	平成15年度から実施に移された支援費制度のもと障害者が地域において自立した生活を営むことができるよう、その支援体制を確保することが喫緊の課題である。そのためには保健、医療、福祉等各種サービスが総合的に推進される必要がある。 よって本研修会においては地域生活支援業務に必要な知識及び技術を習得することにより、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	【身体障害者コース】 10月12日（火） ～10月15日（金）	4日	150名	
			【知的障害者コース】 <第1回> 12月7日（火） ～12月10日（金）	4日	180名	
			<第2回> 1月25日（火） ～1月28日（金）	4日	180名	
障害者施設職員研修会	障害者関係施設及び身体障害者福祉センター等の新任職員、機能訓練担当者を対象にその職務に必要な知識、技術等を習得させることにより職員の資質向上を図る。	新任職員（異動による新任を含む）。  OT・PT・スポーツ・レクリエーション指導員等で機能回復訓練を担当する者及び補助者として訓練に携わる者。	6月1日（火） ～6月3日（木）	3日	50名	
			9月28日（火） ～9月30日（木）	3日	50名	
身体障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センターの管理者、職員及び機能訓練担当者について、施設管理、相談指導、身体障害者の機能回復訓練及びレクリエーション活動の実施等、その職務に必要な知識、技術等を習得させることにより、身体障害者福祉センターの活動の充実を図ること。	施設長、幹部職員を対象とし、演題発表、グループディスカッションによる研究討議。 （開催地：愛媛県）。  施設長、幹部職員を対象とし、基調講演、特別講演のほか、身体障害者福祉センター全国連絡協議会総会を同時開催する。	11月25日（木） ～11月26日（金）	2日	50名	
			2月24日（木） ～2月25日（金）	2日	50名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会 ～身体障害者コース～	身体障害者が地域で質の高い生活を送れるように障害の特性、地域における保健福祉サービスを展開していくためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供に優れた人材を養成し、地域における障害者福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、身体障害者福祉センター等地域利用施設（各種通園事業、デイケア事業を含む）に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 7月6日（火） ～7月9日（金）	4日	150名	
			<アドバンスコース> 1月11日（火） ～1月14日（金）	4日	50名	

研修会名	目的	受講資格等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 ～知的障害者コース～	知的障害児・者の障害特性を理解し、地域生活を送る上での保健福祉サービスを円滑に行うためのコーディネーションの理論と手法について研修し、対象者のニーズに合わせたプログラムを立て、情報の収集・提供等に優れた人材を育成し、地域における障害者福祉の推進に寄与する。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、知的障害児(通園)施設、知的障害者援護施設等に所属し、地域における障害者福祉に携わる者。	<第1回ベーシックコース> 6月15日(火) ～6月18日(金) <第2回ベーシックコース> 9月7日(火) ～9月10日(金) <アドバンスコース> 3月8日(火) ～3月11日(金)	4日 4日 4日	180名 180名 50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者に適したレクリエーション種目及びレクリエーションワークの実施方法並びにリハビリテーションと余暇生活との関連性等について研修を行い、身体障害者レクリエーション活動・支援に習熟した支援者の育成を図ることにより、障害者レクリエーション事業の推進に寄与すること。 第3回は過去の受講者を対象に事例検討、グループ討議を中心に行い、施設でのレクリエーション活動を活性化させる。	身体障害者更生施設等における指導員・各種セラピスト等のうち、とくにレクリエーションワークの研究開発等に関心のある者。 第3回は過去の受講者対象	<第1回> 5月18日(火) ～5月21日(金) <第2回> 8月24日(火) ～8月27日(金) <第3回> 11月16日(火) ～11月19日(金)	4日 4日 4日	50名 50名 50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の育成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与すること。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 7月20日(火) ～7月23日(金) <第2回> 8月3日(火) ～8月6日(金) <第3回> 2月15日(火) ～2月18日(金) <第4回> 3月22日(火) ～3月25日(金)	4日 4日 4日 4日	100名 100名 100名 100名	(注) 修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(その他) 平成15年度に実施した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も実施する予定です。開催内容等は別途定める予定。

6 平成16年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修の概要(案)

研修会名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
新任職員コース	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的な知識を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の職員	9月13日(月) ～9月17日(金)	5日	40名
指導員・保育士コース (春)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識技術等を学ばせ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。 テーマ「医学・治療・援助技法を中心に」	知的障害関係施設の職員 (看護師等も含む)	6月7日(月) ～6月18日(金)	10日	40名
指導員・保育士コース (秋)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学を通して基礎的な理論を学ばせ、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。 テーマ「暮らしを支える ～知的障害者のQOL」	知的障害関係施設の職員 (看護師等も含む)	10月18日(月) ～10月29日(金)	10日	40名
看護師コース	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児(者)への看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉の中での施設医療の目指す方向等について研鑽を積むことを目的とする。	知的障害関係施設利用者の 健康管理にあたる看護師	7月6日(火) ～7月9日(金)	4日	40名
施設長コース	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報の提供、課題を持ち寄っての討議の場とするとともに施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長 または施設長代理	11月9日(火) ～11月11日(木)	3日	30名
テーマ別研修					
①行動障害コース	行動障害のある知的障害児(者)の療育を行う上で必要な専門的理論を学び、実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。	知的障害施設・重度心身障害児施設・国立療養所の職員及び看護師	12月1日(水) ～12月3日(金)	3日	40名
②自閉症入門コース	自閉症についての基礎的知識を学び、実践の場で役に立つ技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方	10月6日(水) ～10月8日(金)	3日	40名
③移行支援コース	知的障害児(者)の移行支援の考え方や知識技術を学ぶことを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方	2月2日(水) ～2月4日(金)	3日	40名

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
知的障害者更生相談所 実務者研修	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員（知的障害者福祉司等）に対して業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより、同更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で都道府県及び政令指定市の民生主管部（局）長の推薦する方	9月1日（水） ～9月3日（金）	3日	未定
自閉症・発達障害支援 センター職員研修 専門研修	各都道府県、政令指定市が設置する自閉症・発達障害支援センターの職員に対して業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識及び技術を習得させることにより、同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的にする。 但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	自閉症・発達障害支援センターにおいて、自閉症等の特 有な発達障害を有する障害児 （者）に対し、専門的な相談 支援、療育サービスに従事す る職員で各センターの管理責 任者の推薦する方。 なお、他機関で関連のある 業務についている職員の聴講 を認めることがある。	7月2日（金） ～3日（土）	2日	未定
同 基礎研修			2月16日（水） ～18日（金）	3日	未定

**資料**

**<企画課社会参加推進室>**



# 1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成16年3月現在)

都道府県	箇所数	実施主体
1 北海道	16	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、名寄市他、室蘭市、美瑛市他、小樽市、滝川市、稚内市、根室市他、岩見沢市
2 青森県	6	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市
3 岩手県	15	盛岡市、紫波町、花巻市他、石鳥谷町、東和町、北上市、水沢市、江刺市、前沢町、一関市、大船渡市、宮古市、岩泉町、九戸村、久慈市
4 宮城県	3	多賀城市、石巻市、塩竈市
5 秋田県	9	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市
6 山形県	8	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市
7 福島県	11	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町、二本松市
8 茨城県	8	水戸市、結城市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市
9 栃木県	6	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	16	川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市、新座市、鶴ヶ島市、東松山市
12 千葉県	11	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、柏市
13 東京都	0	
14 神奈川県	17	横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、綾瀬市、寒川町、藤野町、海老名市
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	11	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、小杉町、井波町他
17 石川県	9	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町
18 福井県	7	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市
19 山梨県	9	甲府市、都留市、韭崎市、増穂町、竜王町、河口湖町、春日居町、八代町、富士吉田市
20 長野県	15	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村、長野市、諏訪市、駒ヶ根市、阿智村
21 岐阜県	16	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、真正町、神岡町、池田町、恵那市
22 静岡県	13	静岡市他、浜松市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、沼津市、伊東市、掛川市、島田市
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	8	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市
25 滋賀県	29	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、野洲町、今津町他、甲西町、米原町、志賀町、石部町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町、安土町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、甲良町、山東町、伊吹町、近江町、高月町
26 京都府	12	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市、向日市、園部町
27 大阪府	43	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町、泉大津市、豊能町、忠岡町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、稲美町、播磨町、社町他、家島町他、南光町他、波賀町他、香住町他、温泉町他、関宮町他、生野町他、市島町他
29 奈良県	11	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町、五條市
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他
31 鳥取県	4	鳥取市、米子市、倉吉市、日南町
32 島根県	14	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町、石見町他、横田町他、斐川町、多伎町、大社町
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	30	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、東城町、久井町、御調町、甲奴町、三和町、安芸たかた広域連合、黒瀬町、瀬戸田町、庄原市
35 山口県	13	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山口市、下松市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美祿市、周南市
36 徳島県	11	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、鴨島町他、井川町他、海南町他、羽ノ浦町他、石井町他、半田町他
37 香川県	7	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市
38 愛媛県	12	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、川之江市、伊予三島市、北条市、伊予市、東予市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、日高村他
40 福岡県	12	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市
41 佐賀県	2	佐賀市、唐津市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、山鹿市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	9	鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、西之表市他、和泊町、伊集院町他
47 沖縄県	13	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村
計	528	

## 2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

都道府県・指定都市名				障害者スポーツ指導員数 (平成15年12月末現在)				
				初 級	中 級	上 級	コ ー チ	
1	北	海	道	427 人	380 人	42 人	5 人	3 人
2	青	森	県	130	122	4	4	0
3	岩	手	県	157	138	18	1	0
4	宮	城	県	197	181	15	1	0
5	秋	田	県	192	182	8	2	1
6	山	形	県	155	133	16	6	0
7	福	島	県	255	235	16	4	0
8	茨	城	県	558	531	21	6	1
9	栃	木	県	230	217	8	5	2
10	群	馬	県	284	257	16	11	2
11	埼	玉	県	1,411	1,263	108	40	6
12	千	葉	県	527	500	21	6	3
13	東	京	都	1,762	1,611	85	66	9
14	神	奈 川	県	471	410	43	18	1
15	新	潟	県	668	631	30	7	1
16	富	山	県	240	216	20	4	1
17	石	川	県	183	171	9	3	0
18	福	井	県	103	100	3	0	0
19	山	梨	県	89	78	10	1	0
20	長	野	県	468	412	43	13	2
21	岐	阜	県	188	179	7	2	1
22	静	岡	県	476	436	22	18	1
23	愛	知	県	640	581	37	22	2
24	三	重	県	367	354	11	2	0
25	滋	賀	県	260	209	41	10	0
26	京	都	府	197	179	13	5	0
27	大	阪	府	1,217	1,057	147	13	4
28	兵	庫	県	622	556	57	9	3
29	奈	良	県	231	194	33	4	0
30	和	歌 山	県	263	249	11	3	0
31	鳥	取	県	33	32	1	0	0
32	島	根	県	89	80	7	2	0
33	岡	山	県	425	405	16	4	0
34	広	島	県	204	187	12	5	0
35	山	口	県	179	170	6	3	1
36	徳	島	県	188	178	8	2	0
37	香	川	県	114	106	4	4	0
38	愛	媛	県	235	221	11	3	1
39	高	知	県	213	185	21	7	2
40	福	岡	県	484	454	23	7	1
41	佐	賀	県	117	113	3	1	0
42	長	崎	県	230	226	3	1	0
43	熊	本	県	376	355	14	7	1
44	大	分	県	558	520	31	7	3
45	宮	崎	県	138	131	7	0	0
46	鹿	児 島	県	227	217	9	1	0
47	沖	縄	県	176	156	14	6	0
48	札	幌	市	200	166	28	6	0
49	仙	台	市	222	168	47	7	0
50	さ	い 台	市	12	10	1	1	0
51	千	葉	市	87	79	5	3	0
52	横	浜	市	460	423	28	9	2
53	川	崎	市	109	106	1	2	0
54	名	占 屋	市	332	296	27	9	1
55	京	都	市	289	248	32	9	3
56	大	阪	市	430	354	53	23	5
57	神	戸	市	331	294	30	7	3
58	広	島	市	145	128	10	7	3
59	北	九 州	市	176	167	7	2	1
60	福	岡	市	267	243	13	11	1
	合	計		20,014	18,180	1,387	447	71

(資料) (財)日本障害者スポーツ協会調べ

### 3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成16年2月現在)

都道府県・指定都市名	名 称	〒	住 所	対象とする障害				
				3障害者	身体知的	身体のみ	知的のみ	
1	北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 道民活動センタービル4階		○		
2	青森県	特定非常利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 おむのき会館内	○			
3	岩手県	—	—	—				
4	宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 県心身障害者福祉センター内	○			
5	秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	○			
6	山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	○			
7	福島県	(財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 県障害者支援グループ内	○			
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉課分室内	○			
9	栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10	群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-8525 379-2214	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内 佐波郡赤堀町下駄238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内			○	○
11	埼玉県	—	—	—				
12	千葉県	千葉県障害者スポーツレクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○			
13	東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	110-0006	台東区秋葉原1-10 第二山本ビル3F		○		
14	神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			○	○
15	新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれあいプラザ内		○		
16	富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		○		
17	石川県	石川県知的障害者スポーツ協会	924-0024	松任市北安田町548 仏子園内				○
18	福井県	—	—	—				
19	山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	○			
20	長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21	岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	○			
22	静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階	○			
23	愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内		○		
24	三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○			
25	滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26	京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
27	大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 府障害保健福祉室在宅課内		○		
28	兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内		○		
29	奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30	和歌山県	和歌山県身体障害者スポーツ協会 和歌山県ゆあいスポーツ協会	641-0014 640-1162	和歌山市毛見琴ノ浦1437-218 県子ども障害者相談センター内 海南市上谷777-1 太陽の丘内			○	○
31	鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	○			
32	島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0015	松江市上乃木7-1-27	○			
33	岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		○		
34	広島県	—	—	—				
35	山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	○			
36	徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市からどき橋1-41 県林業センター6階	○			
37	香川県	—	—	—				
38	愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 西条市兔之山字上ノ向甲322 西条福祉園内			○	○
39	高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉茂375-1 県立ふくし交流プラザ内	○			
40	福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内		○		
41	佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42	長崎県	—	—	—				
43	熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市長嶺南2-3-2	○			
44	大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内			○	
45	宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		○		
46	鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま内	○			
47	沖縄県	—	—	—				
48	札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		○		
49	仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ8F	○			
50	さいたま市	—	—	—				
51	千葉市	—	—	—				
52	横浜市	—	—	—				
53	川崎市	—	—	—				
54	名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	○			
55	京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
56	大阪市	(社)大阪府障害者福祉スポーツ協会	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10 市立社会福祉センター内	○			
57	神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	○			
58	広島市	—	—	—				
59	北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 市障害者スポーツセンター内	○			
60	福岡市	福岡県障害者スポーツレクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	○			
	計				26	16	5	5

(注)3障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

#### 4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	15	鳥取県	5
青森県	15	島根県	7
岩手県	5	岡山県	14
宮城県	6	広島県	11
秋田県	6	山口県	9
山形県	6	徳島県	7
福島県	17	香川県	9
茨城県	11	愛媛県	13
栃木県	8	高知県	7
群馬県	25	福岡県	8
埼玉県	76	佐賀県	2
千葉県	17	長崎県	12
東京都	305	熊本県	13
神奈川県	69	大分県	8
新潟県	7	宮崎県	10
富山県	8	鹿児島県	11
石川県	15	沖縄県	5
福井県	5	札幌市	21
山梨県	7	仙台市	10
長野県	20	千葉市	4
岐阜県	11	横浜市	38
静岡県	15	川崎市	17
愛知県	24	名古屋市	12
三重県	22	京都市	32
滋賀県	8	大阪市	9
京都府	26	神戸市	14
大阪府	60	広島市	11
兵庫県	32	北九州市	6
奈良県	16	福岡市	16
和歌山県	17	合計	1,215

(注) 第14回(平成14年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

## 5 第16回手話通訳技能認定試験の概要(平成16年度実施)

### (1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

### (2) 試験期日及び試験地(予定)

#### ア 一次(筆記)試験

平成16年9月26日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

#### イ 二次(実技)試験

平成16年11月28日(日) 東京都及び大阪府

### (3) 試験科目(予定)

#### ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

#### イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、  
読み取り(筆記)通訳

### (4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者

## 6 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）における事業計画（案）

### 【平成16年度実施予定事業】

#### 1 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成16年6月～平成17年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

#### 2 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成16年7月・平成17年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

#### 3 災害支援ボランティアリーダー養成事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成16年6月・10月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

#### 4 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

実施時期 平成17年2月（予定）

#### 5 障害者芸術・文化活動支援事業

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催（年2回実施予定）

(参考)

## 独立行政法人 福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）助成による成果物

団 体 名	成 果 物 等	概 要
(社) 日本身体障害者団体連 合会 TEL 03-3565-3399 FAX 03-3565-3349 E-mail office@nissinren.or.jp	「身体障害者相談員活動事例集」(1998)	障害者相談員の日々の相談活動事例から90編の事例を紹介。さまざまな立場で関った相談員の貴重な記録と実績が刻まれている。
	「障害者相談員活動事例集第二集」(2001)	身体・知的障害者のピアカウンセリングの実践例80編を紹介。事例全てに専門家の助言を付すケーススタディ方式を採用し、幅広く活用できるよう注釈や解説も加え日常相談業務の参考書とした。
	「障害者相談員活動事例集第三集」(2002)	三障害者相談員が一緒に取組んだ全国で初めての相談事例集であり、興味深い実践報告が数多く収められている。全編に専門家の助言を付し専門用語には注釈を加えているため、相談員のみならず一般の方々にもお読みいただきたい集大成の一冊。
	「障害者相談員執務必携・2000年版」	現場で活躍している三障害者相談員に必要な相談に関する基礎的な知識や技術を収載。相談業務以外についての定義、障害者の基礎的な解説、障害者福祉サービス、関係法律や制度も掲載。相談員だけでなく、障害者の福祉の携わる行政担当者やソーシャルワーカー、福祉医療系学生に必携の一冊。
	「障害者相談員活動のてびき」(2003)	相談活動の基礎的な知識や相談技術をわかりやすく、実践的に解説する内容として、また書籍の体裁も軽量・簡便にし、いつでも携行できるハンドブックにふさわしいものとした手引書。
(財) 日本障害者リハビリ テーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 E-mail:soumu@dif.ne.jp	DAISYサンプル・コンテンツ(2003)	視覚障害者や認知・知的障害者向けDAISY(デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム)の活用事例のコンテンツが収録されたCD-ROM。
	「障害者生活水準の向上に関する国際シンポジウム報告書」(2003)	アジア全般のCBRの専門家マヤ・トーマス氏(インド)の講演の抄録集。また、東南アジア等の諸地域の取り組み等も視野に入れた障害者の人権や生活問題についての意見交換をしたシンポジウムの報告書。
	「障害者の情報提供と利用支援に関する調査研究報告書」(2003)	米国の専門家メイヤー・マックス氏を招聘した「緊急災害における障害者への情報支援」国際セミナーの開催、及び阪神淡路震災等の被災地の調査、専門委員の報告等に基づいた障害者の災害対策に関するレポート集。
	「在宅視聴覚障害者のインターネット報告書」(2003)	盲ろう者を含む在宅の視聴覚障害者に有効なソフトウェア、ハードウェアを用い、インターネットへアクセスして情報交換を行う方法、さらに視聴覚障害者が利用しやすい形での情報発信の方法についての研修を行った報告書。
	「びわこミレニアム・フレームワーク」・「障害者の権利(論文集)」・「国連文献AP Decade」資料集(2003)	「アジア太平洋障害者の十年最終年記念」の成果を踏まえての障害者の権利擁護に関する文献資料集。
	「アジア太平洋障害者の十年最終年記念・障害者施策推進全国キャンペーン事業報告書」(2003)	「アジア太平洋障害者の十年最終年記念」の一環として「市町村障害者計画」に関する全国調査を全国の障害者関係団体の協力を得て実施した際の報告書。
(社) 全国難聴者・中途失聴 者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046 mail: zennancho@zennancho.or.jp	「耳のことで悩まないでー中途失聴者・難聴者のガイドブック(2003)」	難聴者・中途失聴者達が集まり、自身の体験などを通じて同じ悩みを持つ人達へ様々なメッセージや、聴覚障害者に役立つ情報を発信。特に、社会福祉制度の紹介や利用方法、子供のための難聴学級などの紹介もあり、実体験を持った著者達が同障者に必要な情報を分かりやすく解説。